
平成30年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成30年3月5日 (月曜日)

議事日程(2)

平成30年3月5日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉	書記 中野 功明	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

【傍聴者数】 8名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 9 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

9 番、川上でございます。

まず第 1 点目に、防衛施設周辺受信事業について伺います。

防衛省は、2017 年 12 月に米軍や自衛隊基地周辺の航空機騒音対策として、国が実施している NHK 受信料補助の一部廃止などの見直しを決定いたしました。2018 年 9 月から補助対象の全国約 42 万世帯のうち、14 万世帯が打ち切りとなります。芦屋町においても対象となる世帯があると考えますが、次の点を伺います。

まず 1 点目に、防音工事完了世帯、防音工事一部実施世帯、防音工事未実施世帯はそれぞれどのくらいあるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

九州防衛局に確認しましたところ、概算ですが住宅防音工事が完了した世帯につきましては、約 220 世帯、一部住宅防音工事が完了した世帯につきましては約 20 世帯、防音工事を行っていない世帯については約 2,160 世帯です。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

防衛省によりますと、防音工事完了世帯はことし 8 月末で終了とすとなっています。また、防音工事一部実施世帯は、助成額を半額にして平成 36 年 3 月で終了するというふうにしております。それとまた別に、この地域の事業所及び新規転入者への助成については、平成 30 年 3 月

31日で終了するというふうにしております。そういった点ですね、この防音工事完了世帯220世帯と防音工事一部実施世帯20世帯、それと事業所の世帯、これらがNHKの受信料の半額補助がなくなります。そういった点で、こういった世帯の負担料金といいますか、どのくらいになるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

負担割合、概算になろうかという形でちょっと積算をさせていただいておりますけれど、補助対象が8月の31日、30年をもって住宅防音工事が終わるところになりますので、これにつきましては約90万、一部住宅防音工事が完了する所につきましては約4万円、事業所につきましては約70万、あと新規転入者等々含めて約240万くらいの経費がかかるんじゃないかという形では試算をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

この、防衛省によると助成廃止の理由は、当時と現在においては飛行場における配備機種の変更等により、騒音状況が変化しているとしています。またしかし、実際には工事が完了した世帯においても自衛隊機の騒音は聞こえなくなったとは言いがたく、訓練飛行範囲は拡大しており、近隣の騒音被害は拡大しています。助成打ち切りの対象となっている世帯の住民からは「防音工事が終わっても、自衛隊機の騒音でテレビや電話の音が聞きづらいのに、なぜ突然打ち切るのか」、「収入が減っている中で、これ以上受信料負担がふえては生活が大変になる」などの不満と不安の音が挙がっております。町としてはこのような状況をどのように見ているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町としましても、九州防衛局、防衛省のほうが今年度、急に決めてきて、報告をいただいているという状況ですので、その状況を踏まえながら、今後、いろいろな活動は要望活動等、行わなければならないというふうな形では考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

防衛省としましては、これをですね、把握するために区域内の世帯に対して、防衛施設周辺におけるNHK受信料の助成制度にかかわる申告書にチェックの上、返信封筒により平成30年3月31日までに返送をお願いしますという、こういった文書が来て、返信されている方もいると思いますけど。この文書自体もですね、自分の家が一部防音なのか、防音工事が完了したのか、また対象になっていないのかとそういったこともですね、わからない方もおられると思います。住民が本当にこの内容を理解しているのかということと、それと返送しない場合にはどうなるのか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

対象世帯には九州防衛局を通じて、今、川上議員さんが言われました調査といいますか、見直しについてのお知らせが送られております。これにつきまして、専用ダイヤルという形で、その区域や対象、どこがなっているのかというところも丁寧に御説明をするという形でお聞きをしておりますし、この文書の中に3月31日までに返送をお願いしますという形となっております。それ以降につきましても、一応調査を行っておりますので、継続して出ていないところについては、確認はとりたいという形で、九州防衛局のほうには確認をとっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それではですね、2点目の山鹿地区には、町独自のNHKの受信料補助を行っていますが、この山鹿地区の独自の、町がやる受信料補助はどういったふうになるのでしょうか。この点について伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

山鹿地区テレビ受信料半額補助につきましては、30年度の予算にも約950万円ほど計上しておりますので、町単独の補助につきましては、本年度については継続していきたいというふうに考えております。ただし、今回、九州防衛局が公表しております受信料の見直し及び芦屋地区につきましては、平成30年3月31日をもって助成対象区域内の事業所及び新規転入者への助成を終了することとなっておりますので、これにつきましては、山鹿地区についてもこの事業所

及び新規転入者の補助を終了するかどうかについては、検討が必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

芦屋町山鹿地区テレビ受信料補助金交付要綱ではですね、騒音による生活上の障害を緩和し、民生の安定及び福祉の向上を図るため、補助金を交付しているということになっています。そういった点ではですね、航空機騒音の実態というのは、被害は変わっていないのだから、当然続けるべきだというふうに思います。ただ、そういったふうになりますと、先ほどの芦屋地区のですね、164戸ぐらいはどうするのかという、そういった問題があるので、それを含めたことを今後検討していくんだらうというふうに思っております。ただですね、この基地があるための被害というのは、騒音だけではなくて、やはり最近の米軍機、自衛隊機の墜落事故や部品落下の事故も多発している状況を見ると、基地周辺の住民はやっぱり事故の不安を感じながら生活するという、こういったリスクをですね、背負っております。

きょうのニュースによりますと、佐賀県でヘリコプターが墜落した家の少女は1カ月も経つのに、まだ学校へ登校をすることができないような、精神的な状況になっているという、そういったことが報道されてきました。そういった点ではですね、芦屋町においても航空自衛隊基地があることによって、過去には2度事故が起こっています。1回目は1988年の海上に墜落した事故。もう1件は離陸に失敗して炎上した事故。こういったものがこの基地の中でも、芦屋でも起こっていますし、1963年には救難ヘリが飛び立って、香川の山中で墜落して、10名が死亡するという、そういった事故も起こっているんで、基地周辺の住民は騒音被害だけではなく、本当にいろいろな生活不安とか命の安全の問題とか、そういったリスクを背負っているという、そういった点ではですね、やはり最低でもこのくらいの、騒音対策に対するNHK受信料補助というのは、するべきだというふうに思っております。

それではですね、3点目の基地対策協議会の対応は今後どうするのかということについて伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町の基地対策協議会では、2月14日に基地対策協議会を開催し、NHK放送受信料助成制度の見直しについて説明を行い、九州防衛局への要望事項として見直し内容となっている平成

30年8月31日をもって住宅防音工事を完了した世帯の助成終了、平成30年9月1日から一部住宅防音工事を実施した世帯について助成額を半額、平成30年3月31日をもって助成対象区域の事業所及び新規転入者への助成終了について、これまでどおり助成制度を継続するよう要望書を提出していこうと考えております。

また、助成対象区域を山鹿地区まで拡大するよう、これにつきましても継続して要望していきたいという形で考えております。そして、2月20日に開催されました全国基地協議会役員会において、NHK放送受信料助成制度の見直しについて、町長のほうが問題提起を行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

基地対策協議会としてもですね、いろいろな対応をするというふうな前向きな答弁でございましたが、12月議会の行政報告の中にも10月には九州防衛局に住宅防音工事や周辺受信事業の対象区域の拡大等を要望していることが議会だよりでも載せてありました。恐らくほかのですね、他基地を抱えている自治体もこれと同じような拡充策を求めるといふ運動をしていると思いますが、全くこういった基地周辺の自治体の対応と反対の動きをですね、やっているという点では、自衛隊のこういった対応については、どのように考えているのか、その点をお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には防衛省のほうで言われますことは、平成23年度に会計検査院から防衛大臣宛てに基準を見直すよという形の中で出されておまして、平成28年度の決算報告においても会計検査院から総理大臣へ見直しを行いなさいと。それを受けて、今回、住宅防音を実施しているところについてNHK半額助成制度については、30年以上経過したというところで終了するという報告を町の方で受けている。これは国のほうでこういう形で決まりましたというところで、報告を受けておりますので、これについての見直し、再考について今後町としても活動、運動的などところはやっていかななくてはいけないのかなというところでは考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

防衛省によりますと、19施設をですね、こういった制度を廃止する対象にしているというふ

うにしていますが、沖縄の嘉手納基地を初めとする沖縄の3施設、これについては基地の負担の重さを考慮するとして継続するという、こういった方針です。反対の声が大きいところは配慮される。ここは辺野古や普天間基地の問題とか、そういったものがあるので、当然そういったことを出せば、また猛反対が起こるということでしたんでしょうが。こういったふうなことになるばですね、受信料を廃止するところの根拠というものが全く道理がないというふうに思います。

自治体としてもですね、神奈川県厚木基地の周辺自治体の綾瀬市、大和市は小野寺防衛長官に防衛施設周辺放送受信事業補助の見直しについてと題する要請文を市長と市議会議長の連名で提出していますし、要請文は、今回の見直しは到底納得できるものではなく、対象者の縮小を伴う見直しを行わないように強く求めるとしています。また、黒岩知事も騒音に悩まされる事態が改善していない段階で急に補助金を打ち切るのはそぐわないと述べ、被害実態に即した補助を実施するよう、引き続き国に要請する考えを示しております。

また、横田基地のある東京都羽村市でも横田基地周辺市町基地対策連絡会による口頭要請を行っています。この内容としましては、見直しを行う前に新たな基準や住宅防音工事による放送聴取環境の変化等の検証をまず行うべきだという、こういった申し入れをしております。やはり、芦屋町の基地対策協議会においてもですね、この住民の声に応じて要請書をですね、提出すべきだというふうに思っていますので、ぜひですね、協議会としてもやっていただきたいと思えます。

それと、町はどう対応するのかということで、先ほど町長が防衛施設周辺整備全国協議会で問題提起したということで、それは大変ですね、歓迎することです。また、防音推進協議会、こういったものがありますので、こういった中でもですね、問題提起をやっていただきたいというふうに思います。やはりNHKの受信料の半額補助が打ち切られるという点では、さまざまなケースが考えられるということですね、もちろん今おられる方もそうですけど、今後、芦屋地区への新規転入者の対応はどうするのか。また、山鹿地区との整合性はどうかという、そういった問題があるのでですね。そういった点では、私はやはり、基地周辺の住民の苦難を考えればですね、今までどおり芦屋町としてもですね、他町にない施策でやっているんですので、完全にですね、排除される方についても町が負担するような、そういった考え方を持つべきじゃないかなというふうに思います。

またこの問題についてはですね、芦屋町だけではなく、遠賀町や水巻町、岡垣町もですね、対象となりますので、郡町長会でもですね、話し合いをしてですね、申し入れをしていただければと思います。先ほど防衛省のほうはですね、会計検査院から指摘されたので、こういったことをしなければならなくなったという、そういったふうなことです。確かに、会計検査院のほうは、そういった指摘をしております。ただ、内容をよく精査してみますとですね、会計検査院はこう

いったことを言っています。「このような事態が生じているのは、貴町において、補助対象区域をめぐる情勢の変化を踏まえた指定基準の見直しの重要性に対する認識が十分じゃなく、見直しに向けた検討が十分でなかったと認められる。本院が表示する意見として、防衛施設周辺放送受信事業は、真に必要としているものに対して効果的に実施することが求められており、そのためには、指定基準を見直すなどして、航空機騒音の事態の変化を適切に反映させた補助対象区域の見直しを随時行うことのできる体制を整備することが肝要である。については貴町において防衛施設周辺放送受信事業を効果的に実施するため、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業により、補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう意見を表示する。」ということで、防音工事をしたところはもうやらなくていいですというふうに言っていないです。やっぱり本当に実態として被害があるところは、ちゃんと調査をして、検証して、そこには、そういう施策をなささいという、そういうことを言っているのであって、そういう点では、防音工事をしたところでもですね、やっぱりテレビの音が聞こえにくいとか、そういう実態もあるんですから。ぜひ、やっぱりこういったところですね、防衛省のほうにですね、届けていただきたいというふうに思います。特に、例えば遠賀町の島津なんかはですね、滑走路の延長上にありますけど、結局移転したくてもですね、道一つ外れていれば、それで移転はできないというふうに規定されています。そういった点ではですね、道一つで実態が変わるわけではないのですから、やはりその住んでいる人の環境の実態に合わせてですね、住民の要望を実現させるという、そういったことをしなければいけないというふうに思いますので。ぜひですね、今後、町としてもそういった行動を起こしていただきたいと思いますが、最後に町長のこの問題に対する考え方を伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

全く、川上議員が今、一つ一つ御指摘を受けたわけですが、全くそのとおりでございます。このNHKの受信料につきましては、非常に大きな矛盾を抱えておるわけでございます。それはもう議員、皆様方もわかると思うんですが。同じ町内で川一つで、山鹿のほうには何もないとかですね。それは町の行政においてやったわけです。これで、この問題について一つですね、皆さん方一つ整理をしてですね、時系列別にちょっと押さえるところは押さえとっていただきたいわけですが。

まず、芦屋町にですね、この受信料の見直しということで、九州の防衛施設局が来たのが12月25日、去年の。このとき私、出張中でしたので、副町長と総務課長が対応いたしました。九

州防衛局3名、そのときにこの打ち切りの話を持ってきたわけですが、とても信じられない、考えられない申し入れでありましてですね。こういうことは、やはり1年ぐらい前からこういうふうにお話を受けて、そして、それで住民の方も説明がいるし、議会も、我々も議員の皆様方に説明しなくちゃいけないと。その対応についてどうするかということが出てくるわけですが、こんな、何て言うか、荒っぽいと言うか、それをして、じゃあもうこれでやめますよ、というようなことはですね、あってはならないことであります。

それで先ほど総務課長が言いましたように、実は2月20日に全国基地協議会の合同役員会の折に、何か、このNHKのこれで、議題として案件で上がっているだろうと私は思っていました。議題に上がっていないにしても、その他で出るかなと思っていたんですが、一向に出なかったのので、私がちょっと手を挙げてこのNHKの受信料のことはどうして議題に上がっていないんだということをお聞きしたわけですが、私はそれを呼び水にしたいと思って、全国各地から理事の方はお出でになられていますので、引き続いて何か手を挙げて言われるだろうなと思っておったんですが、それは誰一人いなかったということ、非常にあの会議の中で違和感を感じたわけですが、それであるところは、どこだったかね、個別の案件ではないかということと言われたので、これ、個別の案件なんですかということで、ここで論議してもしょうがないので、「じゃあ芦屋町として防衛省のほうに行きますよ。」というふうまで言って帰ってきたわけですが、もう非常にこの問題は矛盾をですね、はらんでおりますので。とりあえずNHK放送受信料のこの件につきましては、30年度はですね、どんなことがあっても、やはり住民の皆様方に御迷惑おかけするわけにはいきませんので、そのとおりのやりたいなと思っておるわけですが、

この1年間で今言われたように、遠賀郡でやるのか、それとも福岡県でやるのか。副会長がおりますのでですね、全国の。築城町の町長が副会長でございます。私が理事でございます。福岡県として出すということですね、今後いろいろな会議がありますので、恐らく次の会議は今、あのいろいろなところから川上議員が言われたように、いろんなところから出ていますので、みんな私と同じ気持ちだと思えます。わからない。ある日突然言って来とるからですね。これは大きな問題になると思えますので、とりあえず今言われたように、会計検査院から言われた。だからこうしますよということですね、防衛省もどうするかわかりませんが、とにかくこの問題についてはしっかり対処していきたいと思えますので、御了解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

ぜひですね、住民の声を国のほうへですね、届けていただきたいというふうに思います。

続きまして、第7期介護保険事業計画と第7期高齢者福祉計画について伺います。

昨年5月26日、参議院本会議において、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立いたしました。介護保険法を含む31本の法律を1本に束ねた一括法として提案され、具体的な内容の多くを政令に委ねるものでした。にもかかわらず、衆院、参院労働委員会では、わずか22時間、16時間で一方的に審議を打ち切り、採決を強行しました。今回の見直しは、自立支援・重度化防止に向けた保護者機能の強化、共生型サービスの創設など新たな見直しも盛り込まれています。

そこで伺います。1点目に、今回の見直しにより、具体的にはどのようなようになるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成29年5月26日に成立しました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険制度等の一部を改正する法律に関して、国が示すポイントに基づいて御説明いたします。

大きなポイントは、地域包括ケアシステムの深化・推進にかかわること、介護保険制度の持続可能性にかかわることですが、最初に地域包括ケアシステム深化・推進にかかわる3点について説明申し上げます。

1つ目は、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能などの取り組みに関するもので、保険者機能を発揮して認定者の自立支援や重度化防止に取り組んだ結果、改善が見込まれた場合の保険者へのインセンティブの付与でございます。ただし、この件に関しましては、その後、国から具体的な方策などが示されていない状況でございます。

次に医療・介護の連携の推進などに関しましては、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的に医療が必要な介護者の受け入れやみとり、生活機能を備えた新たな介護保険施設である介護医療院が開設できるようになったことでございます。このことに伴い、介護療養病床が平成35年度末で廃止されることとなります。

3つ目は、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進などに関するもので、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけたことでございます。このことにより、障害福祉サービスを利用してきた方が高齢になり、介護保険サービスに移行する場合は、事業所を変えざるを得ない場合もございましたが、新たな共生型サービス事業所ではこのような不便さが解消されます。

地域共生社会の実現に向けたもう一つの取り組みは、支援を必要とする高齢者が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者の連携などによって解決を図っていかうとす

るもので、いわゆる「我が事・丸ごと」の地域共生社会を推進していくこととございます。この地域共生社会を推進していくため、住民の皆さんが地域福祉活動に参加するような環境整備が求められています。

もう一つの柱である介護保険制度の持続可能性の確保に関するものについて、2点説明申し上げます。

最初は、現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直しでございます。平成27年8月から一定の所得のある方の介護保険利用者負担が、1割から2割となりましたが、2割負担者のうち年金収入などが340万円以上ある方の負担割合が平成30年8月から3割となります。ただし、この場合であっても月額4万4,400円の負担の上限額が適用されます。国の資料では約500万人いる受給者のうち3%、約12万人の方の負担割合がふえることが見込まれております。

2つ目は、医療保険者による介護納付金にかかわる総報酬割の導入でございます。介護給付費の財源のうち、28%は第2号保険者の保険料で賄われておりますが、これまで各医療保険者が被保険者数に応じて負担する加入者割であったものが、総報酬額に比例して負担する総報酬割の仕組みに変更になることとございます。この制度改正は、平成32年度まで段階的に負担割合が見直され、全国の被保険者約3,000万人のうち、約1,700万人の方の保険料が軽減されると見込まれております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

今、地域包括ケアシステムの評価のための介護保険の改正点を挙げていただきましたが、まず、利用料の3割負担の問題ですけど、これは言われたように、全国で45万人のうちの2割負担のうち12万人が該当するというふうになっております。広域連合ではですね、386人の方がこの3割負担に該当するという、そういったことを聞いております。ただ、これは単身340万というふうになっておりますけど、自分たちには関係ないというふうに思うかわかりませんが、夫婦世帯は463万でこれに該当するというふうになっておりますので、奥さんも働いて厚生年金、共済年金をもらっている方というのは、これに該当するようになるということになります。また、そういった点では、それほどですね、高額所得ではないにもかかわらず、今回やっぱり介護保険だけではなくて、今後予定されている医療の窓口負担や保険料の引き上げ、年金額の切り下げ、こういったことを考えるとですね、対象となった利用者が果たしてこの3割負担に耐えられるかということが疑問である。また一旦、法律で決まればですね、法改正を行わずに政令によって対

象の収入を引き下げることができます。際限なく対象を拡大するということができます。それと同時にですね、現在は原則1割、一定の方が2割、そしてその上の高所得の方が3割となっていますけど、これが原則2割への道に持って行かれるという、そういったこともですね、進むのではないかということ懸念しますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

国の制度改正におきましては、今後どうなるかわかりませんし、私どもが特段申し上げることはない、できないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

ほかにもですね、介護納付金に対する総報酬割導入も先ほど説明されましたが、確かにですね、人数で割る人头割から、総報酬割に変えて、現在の協会健保に投入されている国庫負担を段階的に廃止して、大企業が加入する健保組合、共済組合の負担につけかえるということで、それで一定減額される方もおられるんですけど、一番問題なのは、そうすることによって国が今まで責任持っていたものを民間業者に押しつけるという、そういったことがされるという点ではですね、大きな問題となっております。

それから高額介護サービス費の上限負担の引き上げということで、これがやっぱり3万7,200円から4万4,400円に引き上げられるということです。これはですね、先ほど言った2割負担を導入したんですけど、これが余り財政的にも広がっていないという、そういったことからですね、それでは上限負担を引き上げようという、そういった財務省の思惑からこういったことが導入されたというふうになっております。

一番問題なのは、やっぱり共生サービスの創設ということです。これは今までは高齢者だけの介護保険制度であったのが、今度は障害者を含めた介護保険制度になっていくということになります。そういったことになれば、今まで障害者は障害者総合支援法の中で介護を受けていたわけなんですけど、これが介護保険優先制度の原則によってですね、介護保険に強制的に入ってくるようになります。こうなりますと、やはりさっき言った1割負担の発生とか、保険料の発生、こういったものが生まれてきます。障害者団体がですね、これに対して猛反発をして、国との合意の中では、そういったことはしないというふうに言っていたのが、一転、手のひらを返してですね、この介護保険優先の原則をですね、強行したということです。そういった点ではですね、今

後、障害者の中で回数の制限とかまたサービスの後退、こういったことも懸念されるんですけど、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

共生サービスの創設につきましては、国が示す基準や報酬に沿った運営を行うことにより、利用者のメリットは高まるものと考えます。特にその最大のメリットというものは、障害をお持ちの方が65歳になっても双方の指定を受けた事業所であれば、そのまま不安なく利用できることになります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

実際はですね、やっぱり障害者のほうからもですね、そういった負担がふえていくということで、収入のない方ですね、負担増というのが、本当に目に余るものがあります。また、「我が事・丸ごと」地域共生社会構想というのを今度打ち出してきました。これも言葉をはやらせるためにつくった言葉ですけど。とにかく今、地域ではサロンとか、そういったものが運営されていますけど、やはり今まで介護保険とか国が面倒を見ていたものを全部自治体のほうに押しつけていく、ボランティアに押しつけていく、そういったことが理想な社会だというところを打ち出した制度ですので、それはやっぱり余りにも国の責任を放棄しているんじゃないかと。確かに国民の、住民のボランティアとかですね、奉仕ということについて連帯を持ってやるということは必要ですが、それならそれなりにですね、国や県に対する、県の財政的支援とか、またノウハウの支援、そういったものもついた中で行えるならいいと思いますが、そういった点ではですね、国や県に対してやはり支援の要請、こういったものを行うべきではないでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

議員御指摘のとおり、「我が事・丸ごと」ということで、ちょっと御説明させていただくと、昨年6月2日に交付された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険制度の改正、いわゆる介護保険関連法により、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と資源が世代、分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものが地域共生

社会というふうに定義されております。

高齢者の中にはですね、さまざまな問題を抱えておられる方もおられ、全てを公的サービスで解決することは困難な面もございます。住民の方々が主体的に地域福祉活動に参加して解決する方策も必要であると考えております。このことは国として方向性を示しているものでございます。必要な取り組みを進めていく必要があるというふうに考えておりますし、その際、推進に当たっては県等、そういったものの支援というのが今後予想されております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

もう1点ですね、財政的にインセンティブの付与というのがあります。これはどういったことかと言いますと、それぞれ介護保険をやっていってですね、今、給付がふえているから、介護保険から自立していく、卒業していく、そういったふうにして、給付を減らすところにはお金をやりますよ。しかし、その反面、給付がふえているところについては、ペナルティを与えますよという、今までもやってきたんだけど、それを露骨に表してきたのが今回打ち出された財政的インセンティブの付与ということです。こういったことによってですね、やはりインセンティブをつけることによって、要介護度を改善した事業所の報酬を引き上げ、自立支援が進まない事業所は報酬上のペナルティを課されるという、成功報酬の導入が行われるということになればですね、そういった進まないところが、やはり強制的に介護保険からの卒業を図る介護度を下げていく。また、基本チェックリストとか、そういったものを使って、介護保険を使わないで地域のサロンに誘導していくとか、そういったことがですね、露骨に起こるのではないかとこのことを心配するわけですけど、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

国では、市町村の保険者機能を強化する一環として、保険者のさまざまな取り組みの達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村に財政的インセンティブの付与ができるようにしています。ただし、適正なサービス利用の阻害とならないことが前提とし、各保険者の高齢化率や地域資源の違い等を踏まえ、現在の国の社会保障審議会において検討が行われております。

また、指標の考え方は、状態の維持、改善の状況を加味する方向で検討されており、認定率そのものを指標としないとの説明を受けていますが、いかんせん現時点では具体的な内容は示され

ておりませんので、今、この場で答弁ができるものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは次の2点目のですね、国の制度の改悪を無批判に第7期芦屋町高齢者福祉計画や第7期介護保険事業計画を策定するなら、高齢者施策の大幅後退とならざるを得ないと考えます。今回の国の制度改正をどう考えるのか。高齢者福祉計画との関係についてもあわせて伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今回の国の制度改正は、地域包括ケアシステムの深化・推進。具体的には、各地の日常生活圏域で高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活できることを目指し、包括的に在宅医療と介護、生活支援や介護予防、その他サービスの提供を充実させるためのものであると考えています。

また、平成30年度からを計画期間とする第7期芦屋町高齢者福祉計画は、国の制度改正に基づき、在宅療養を進めるための在宅医療の充実と介護との連携、介護基盤の整備、地域による支え合いや生活支援の推進、いつまでも元気に暮らすための介護予防や認知症ケアなどを進める内容としております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

第7期芦屋町高齢者福祉計画の中でもですね、このようにうたわれています。国は介護給付費の適正化をより進めるために、これ、適正化というのは、削減ということの置きかえですね。に行っていると。また町財政などに影響を最小限にする対策が必要ですよということで、やはりその高齢者の状態をよくしていくサービスに応えるというのではなくて、やはりお金から出ていって、介護給付費をお金が足りないから縮小するという、そこになっているというのがやはり今度の芦屋町高齢者福祉計画の中にも底辺には流れているというふうに思います。そういった点ではですね、やはり出発は、やっぱり高齢者の今の状態を改善させていって、必要なサービスは提供していくという、そういった考えが必要じゃないかというふうに思います。

続いて3点目のですね、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期に入っていく2025年問題まで8年となりましたが、国の示す地域包括ケアシステムの構築にとどまらず、超高齢化社会を見

据えた体制を構築することが求められていると思いますが、町の考えを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

国では、超高齢化社会を見据えた体制が地域包括ケアシステムとされており、町においても地域包括ケアシステムの深化・推進のため、高齢者数の将来推計などを初めとした現状把握、予想される課題などを抽出した上で、課題解消に向けた施策を第7期芦屋町高齢者福祉計画で示しているところがございます。したがって、高齢者福祉計画に基づき、必要な見直しを行いながら各種施策を推進していくこととしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

この2025年問題はですね、今までにない超高齢化社会を迎えるわけです。そういった点ではですね、今の延長線上ではなかなか厳しいのではないかとということで、全国の自治体の中でもですね、やはり機構改革を行って、これに対応するプロジェクトを発足させているという状況です。民間事業者との見守り協定の締結、青年後継人制度の導入など役所全体でですね、2025年問題にかかわる課題の抽出、整理及びその対策を検討するような組織が私は必要ではないかというふうに思います。その点をですね、ぜひですね、検討をお願いいたします。

続いて4点目、第7期の保険料は、芦屋町が入るBグループで基準額で6,197円、Aグループで8,048円となっており、高齢者の負担限界を、限度額を超えています。この点についてはどのように考えるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町の平成30年度から32年度の介護保険料につきまして、基準となる第5段階を前期と比較しますと改定率は11.8%、月額介護保険料は652円ふえて6,197円となります。

介護保険料は、将来の介護給付費の伸びを算出し、そこから国及び自治体の負担分を除き、被保険者で負担する仕組みとなっております。また、本町は福岡県介護保険広域連合に属し、当該広域連合ではグループ別保険料を採用しています。グループ別保険料とは、広域連合の構成市町村を3グループに分け、グループごとに給付の状況に応じた保険料を定めるもので、給付水準が高いほうから順にA、B、Cの3グループに分け、グループごとに介護保険事業の収支が賄える

介護保険料が設定されています。

確かに高齢者にとって介護保険料の負担は小さくありませんが、平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間における基準となる保険料を全国平均と比較してみますと、芦屋町は全国平均よりも月額で30円高いといった状況でございます。現行の介護保険制度の中で介護保険料を抑制するためには、介護給付費の上昇をできるだけ抑制することが必要であり、私ども自治体が住民の皆さんと取り組めることは、認定者の重度化の防止及び元気な高齢者が将来とも健康でいられるよう介護予防効果を高めていくこととでございます。このための努力を引き続き続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

課長の答弁では、全国平均と余り変わらないような状況ですと言っていますが、この第5段階の基準額というのはですね、住民税非課税、公的年金等の収入額と合計所得の金額の合計が80万円を超える方です。これが6,197円ということで、先ほど言いましたように、今回25段階に分かれていますけど、一番、440万円以上の方になればですね、年間18万5,903円、14万6,377円の介護保険料になります。Aグループですと2万112円で24万1,435円という、そういったですね、法外な生命保険よりも高いようなですね、保険料になるし、それを天引きされるというのが、今の状況になってきます。

大体ですね、もともと介護保険が発足した当時は保険料の負担額は高齢者としては5,000円が限界だろうというふうに言われていました。一般的な国民年金の方では月7万円弱しかないので、それを払って、あとガス、電気、水道代から食事代を引いたら7万では当然足りないような状況の中で、それが現在、広域連合ではですね、8,000円を超えるような保険料にもなっているという、そういった状況ですので。やはりぜひですね、この問題については高齢者の生活が破綻する前にですね、解決しなければいけないと思います。それは先ほど課長も言ったんですけど、それと同時にですね、一番問題なのが公費負担割合が5割、保険料負担割合の5割というですね、その負担割合を改めて、やはり国に国庫補助を25%、これを大きく引き上げることを国に求める以外にはですね、保険料を引き下げることにはできません。もともと措置の時代はですね、国と県と町で100%負担していたものを今、国は25%しか負担していないんですから、ここを変えない限りはですね、高齢者の生活を変えていくということにはできません。

それからもう1点はですね、もう時間がありませんが、事業者の経営の問題です。やはりこういった介護報酬の引き下げとか、そういったことによって事業者の撤退が相次いでいます。遠賀

郡ではですね、JAおんががこの5月に介護保険から撤退するという、そういったことも出ています。そういった状況になっていったときに、高齢者の置かれている基盤が崩れた中でですね、生活がどうなるかとそういったところも十分考えていかなければいけないというふうに思います。

それでは最後にですね、広域連合の市町村間で格差が生じる保険料の要因の解消は、広域連合組織では困難ではないか。発足当時のスケールメリットも破綻している状況である。地域包括ケアを進める上においても、生活圈域の枠組みを目指すべきではないかということについてを伺います。すみません、遠賀郡4町でのですね、枠組みを目指すべきではないか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

議員は広域の議会に出られてですね、非常に勉強されておられるわけでございますが。

いわゆる今言われた質問は27年度の第1回定例会の際にもいただいておりますが、そのときの答弁といたしましては、平成25年1月に遠賀支部運営委員会で報告された広域連合で介護保険事業を運営するスケールメリット、具体的には広域連合では介護認定や審査の適正化、安定した財政運営が図られていること等もあり、広域連合の存在意義までは問われている時期ではないこと説明させていただいたわけでございます。今、話したことはですね、この状況は現在も変わっているとは言えませんので、スケールメリットが破綻しているとまでは言い切れないと考えております。

しかしながら、今る言われたように、2025年問題、このことについてはやはり、もう少しいろいろな形の中で研究していかなければならないと思っております。今、広域連合のほうで、議会のほうでそういうような、先ほどから出る出ておりますことは、決定したことでございますので、これはこれとして、将来を見つめたことは、今から先、真摯に考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

町長が言われたように、これは平成27年の第1回の定例会でもですね、質問したわけなんですけど。またなぜこれを出したかという、御存じのように今度の第7期の保険料はですね、遠賀町が今までA、B、CのCだったグループから今度は給付が多いということで、Bグループに一段階ランクアップしました。これによってですね、年間基準額で5万7,601円の保険料が7万4,361円に1万6,761円の負担増となって、月額が1,400円アップしました。

この前支部の運営委員会でも報告されたと思うんですが。そういった点では、遠賀町の住民からですね、大きな声が挙がっているわけですけど。その前は、第6期の際は岡垣町がCからBに上がりました。今、やっぱり芦屋町、高齢化率も30.8%ぐらいなっとなつとということで、芦屋町もBグループの中位より上位のほうにおるわけですよ。そういった点ではですね、今度は仮に給付がふえていって、Aグループの一番下に入ったときに、芦屋町がやっぱりそのときには、今が八千いくらの保険料が今度は九千いくらの保険料になるという、そういったふうに負担がボンと上がっていくわけですよ。

そういった点ではね、こういったグループ別保険料がいいのかどうかという問題もありますし、広域連合としては、こういったことを一切ですね、改善しようという気もないようです。それと、広域連合議会はですね、年に2回しかありません。その2回に33市町村が来るんですけど、質疑や討論、一般質問、これも私一人ともう一人、築上町の議員さんがするぐらいで、ほとんど何も声も挙がりません。住民の声が全然届かないという、そういった議会になっているということです。ですから、広域連合の職員はその2回の議会を乗り越えれば、議員さんから何も言われることないからですね、とにかくその答弁をうまく乗り切ること、味気のない答弁をしていっているのが今の現状です。

やはり住民の声が届くということになればですね、枠組みを生活圏にしていって、そして、今、国は地域包括ケアと言っていますが、それは身近なところの施策を実現させていこうという点ではですね、今の広域連合ではですね、それにそぐわないというふうに私は考えますので、ぜひですね、こういったことも町長会の中や、広域連合の支部長会といたしますか、そういった中でもですね、論議していただいて、広域連合のやっぱり発展的解消をですね、目指していただきたいというふうに思いまして、私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、2番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡泉でございます。本日は通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。件名は学校図書館の充実についてでございます。

我が国においては、近年、生活環境の変化やさまざまなメディアの発達・普及などを背景として、国民の読書離れ、活字離れが指摘されております。読書することは、考える力、感じる力、表す力等を育てるとともに、豊かな情操を育み、全ての活動の基盤となる価値・教養・感性等を

生涯を通じて涵養していく上でも重要であります。特に、変化の激しい現代社会の中、みずからの責任で主体的に判断を行い、自立して生きていくためには、必要な情報を収集し、取捨選択する能力を身につけておかなければなりません。本を読む習慣、本を通じて物事を調べる習慣を子供の時期から確立していくことが重要であります。学校教育においても、家庭や地域と連携をしながら、読書の習慣づけを図る効果的な指導を展開していく必要があります。とりわけ、学校図書館がその機能を十分に発揮することが求められております。また学校教育においては、学習指導要領が改訂されたことから、学校図書館が新たな役割・機能を備えることも必要となってきました。しかし、町の学校図書館の現状を見ても、保護者や子供たちからは、「本が古い」、「必要な資料が見当たらない」といったような意見が寄せられております。このような状況、期待には沿えられていない状況にあります。そこで、学校図書館の充実が喫緊の課題と考え、お伺いいたします。

初めに、町は学校教育における学校図書館の重要性をどう認識し、どう位置づけているのかをお伺いします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

学校図書館の位置づけについてですが、学校図書館法という法律がございますので、その中の規定を抜粋し、御説明いたします。

まず、学校図書館は全ての学校におかなければならないと規定されています。また、学校図書館の目的は、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」となっております。その供用方法例としては、図書資料を収集し、児童生徒及び教員の利用に供すること。図書館資料の分類配列を適切にし、その目録を整備すること。図書館資料の利用その他図書館の利用に関し、児童または生徒に対し指導を行うこと。他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、協力することなどがございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

答弁がありましたように、学校図書館はですね、教育活動の展開や子供たちの育ちにとってですね、欠かすことのできない、学校教育においても基礎的な設備であると考えます。

それではですね、この学校図書館は、役割・機能としてはどういうことが求められているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

学校図書館の役割・機能についてですが、大きく3点ございます。読書センターとしての機能、学習・情報センターとしての機能、教員のサポート機能などがございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、説明がありましたように、3つの機能があるということで、お答えをいただきました。この読書センターの機能ですけれども、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力を育み、自由な読書活動や読書指導の場としての機能があると思います。具体的にはですね、学校図書館の一環として、全ての子供に本を選んで読む経験、読書に親しむきっかけを与えたり、子供たちが自由に好きな本を選び、静かに読みふける場を提供する。さまざまな本を紹介して、読書の楽しさを伝えるような読書センターの機能ではないかと思います。これにつきましてはですね、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においてもですね、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと、ということで規定が盛り込まれています。

2つ目に挙げられました学習・情報センターとしての機能なんですけれども、これは児童生徒の自発性、主体的、協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにして、その理解を深めたりするとともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする機能であります。具体的にはですね、学校図書館で、図書やその他の資料を使って授業を行うなど、教科等の日常的な指導において活用されます。また教室での授業で学んだことを確かめ、広げ、広める。資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表するなど、児童生徒の主体的な学習活動を支援する機能であります。また、図書や新聞、インターネット等のデジタル情報など多様なメディアを提供して、資料の探し方・集め方・選び方や記録の取り方、比較検討、情報のまとめ等を学ばせる授業の展開に寄与する機能であります。

最後に教員のサポート機能なんですけれども、教員の授業改善や資質能力の向上のため、支援機能、教科指導のための研究文献や教科書向け指導資料、教材として使える図書などを集めて教

員が使えるようにしたり、こうした図書資料のレファレンスや他の図書館から資料を取り寄せるサービスを行ったりする機能が、この教員サポートの機能となります。

今、3つの機能についてお伺いしたわけでありませうけれども、現状のですね、社会情勢を踏まえ、また教育現場の状況を踏まえてですね、新たな機能も求められております。このほかですね、子供の居場所づくりや、家庭や地域への読書活動の支援などの新たな役割を求められておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今後期待される新たな役割についてですが、まず子供たちの居場所の提供。昼休みの学校図書館は教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が自分だけの時間を過ごすことができます。また、年齢の異なるさまざまな人たちとのかかわりを持つことができる場所にもなります。子供のストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内における心の居場所として重要な役割・機能が期待されます。

そしてもう1点の家庭や地域への読書活動の支援についてですが、今現在は小中学校で行っている朝の読み聞かせに参加していただいている読書ボランティアの方々への本の貸し出しのみとなっております。こちらの機能の重要性も承知、理解はしておりますが、運用上の問題等から、現段階では厳しいものと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、機能拡大としてはこういったですね、子供の居場所づくりや地域との連携ということで、非常に難しい問題もはらんでいるということで、そういった御回答がありましたけれども、学校の環境を踏まえながらですね、こういった役割もですね、担っていただけるような図書館になればいいんじゃないかなと思います。また加えてですね、今回、学習指導要領が改訂されました。そういう意味でですね、アクティブラーニングからの視点や英語教育の導入に当たってのですね、機能拡大についての考えをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

新学習指導要領にも、「学校図書館資料等を有効に活用することは、問題発見・解決のために

必要な資料・情報の収集・提供・選択等を通じて、授業内容を深め、児童生徒の理解をより豊かにするものである」と明記されております。

さらに、アクティブラーニング、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善においても、ますます重要な役割・機能を果たしていくと考えます。また、英語教育の導入についても同様で、当然重要な役割・機能を果たしていくとは考えますが、こちらにつきましては、平行して学校教育ICT機器導入と検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういう意味で、学校図書館に対するですね、期待というか、これはですね、新学習指導要領も定められたこともありますし、また、そういう中でアクティブラーニングをやっていく上でもですね、この図書館の意義というのはですね、本当に膨らむばかりではないかと思っております。そういう意味で、今後この活性化の、この図書館のですね、充実、活性化の推進はですね、学校教育上で最もまた重要な鍵になるのではないかと私は考えております。

そういったことで、(2)に移るわけですが。

我が町ですね、学校図書館、中学校それから各小学校3校、合わせて4つあるわけですが、この現状がですね、どうなっているか。また課題はどうかということなんですが、一番初めにちょっと述べさせていただきましたけれども、どうも保護者の皆様から見るとですね、十分な充実が図られていないんじゃないかといったことがありました。そういうことで、まずですね、この町の図書館が今どうなっているのかなというところなんですが。

初めはですね、この蔵書の状況についてお伺いしていきます。平成5年にですね、文科省による学校図書館図書標準の整備目標が設定されています。学校図書館として、蔵書としてはどのくらいを構えていなくちゃいけないとか、比率配分はどのあたり、要するにどういった図書を準備しなければならないとか、そういったものが定められているわけがございます。種類についてはですね、特別に決まりはないようでありましてけれども、学校図書館図書基準というのが、昭和34年文部省が発表しているんですけども、その3項の資料構成についてということですね、その中で蔵書の配分比率が示されております。またですね、社団法人全国学校図書館協議会では、学校図書館メディア、図書、新聞、雑誌、ビデオ、オーディオ等の数量基準を定めた学校図書館メディア基準を平成12年に策定しております。これは蔵書の分類のバランスをですね、よくとるためのということで定められているわけですが。それ以外にですね、この図書の選定基準ですね、どういった本を購入するか、選定基準。それからですね、廃棄基準ですね。どういった

図書について廃棄するかと、そういった基準についてもこの全国協議会の中で定められております。それではですね、我が町の中学校、小学校、この蔵書数と種類がどうなっているか。今後状況をちょっと聞いていくわけですけれども、かなりの項目にわたりますので、まとめて3つから4つの項目ごとに質問させていただきます。

初めに、中学校、小学校の蔵書数と種類。これにつきましては、種類というのは配分比率がどうなっているかということでもあります。それから、配分比率に示されております新聞、雑誌、オーディオ、PCの設置状況はどうなっているか。3つ目としまして、教員図書。今のところ職員室等に置いてある図書もあるというふうにお伺いしておりますけれども、その教員図書の状況がどうなっているかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

各項目の答弁に入ります前に、先ほど松岡議員も少し触れられましたが、少し説明をさせていただきます。

蔵書数の目安、これは議員が申したように、学校図書館標準、こちらを目安としております。具体的には、学校の学級数に応じて示されており、町内の4校とも標準を大幅に上回った蔵書冊数となっております。また蔵書の種類についてですが、平成12年に全国学校図書館協議会が、学校図書館メディア基準を策定しております。その中で、蔵書の種類を10種に分類しており、その標準配分比率と比較しますと、町内の4校とも文学の比率が高い傾向にあります。ただ、その学校図書館メディア基準では、「学校の教育課程、地域の実情を考慮して運用する」との、ただし書きがあります。

芦屋町の実情としては、吉田直文庫により、文学の分野の本が多く寄贈されており、これが文学比率を引き上げている大きな要因の一つであると考えます。また、ほかの分野の比率が低くとも、豊富な蔵書冊数に各分野の比率を乗じて計算しますと、文学以外の分野の本も、標準程度の蔵書冊数は確保できているものと認識しております。

続きまして、具体的な各学校の蔵書数ですが、平成29年4月1日現在で、芦屋小学校が5,560冊、芦屋東小学校が6,520冊、山鹿小学校が7,960冊、芦屋中学校が1万1,200冊となっております。以上で蔵書の種類、配分比率ですが、おおむね標準となっておりますことを御報告いたします。

次に新聞雑誌、オーディオ、パソコンの設置についてですが、新聞は3小学校に小学生新聞を置いております。中学校には置いておりません。雑誌とオーディオ設備は4校とも置いておりません。パソコンは芦屋小学校と芦屋中学校の2校には置いておりますが、これは司書用で、児童

生徒が利用できるものではございません。芦屋東小学校と山鹿小学校には司書用にも置いておりません。

そして教員図書の状況についてですが、これは学校によって多少差異があります。図書館に教員図書資料を置いている学校もあれば、御指摘のように職員室や資料室に教員図書を置いている学校もあります。ただ、教員図書資料は、必要分は購入しているものと認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

答弁の中ではですね、文部省が整備目標としている蔵書数の標準は満たしているということがありました。ただですね、文部省が示しているのはそういうことなんですけど、先ほどの社団法人の全国学校図書館協議会の策定基準を見ますとですね、これはあくまでも参考の程度だろうと思うんですけども。それからするとですね、最低基準まで達していないんですね。今、学校の数量も、蔵書数も言っていましたけども、標準ぎりぎりのところを通過している程度で、その中でですね、多くは先ほどお話もありました小説、そういった文学的なものが非常に多いわけですね。あと残りからすると、その学校で必要な理科、自然科学とか社会科学とそういった面で利用するものに関してはですね、どちらかというと、手薄いのかなというような感覚なんです。先ほどの全国図書館協議会のやつからするとですね、もう、文科省との違いがちょうど半分の数ぐらいなんですよね。2倍ぐらい協議会が定めている最低基準は多いわけなんですけども。そういう意味からすると、不足がちではないのかなというようにも見れるわけですね。それから配分についても偏りのない、バランスの取れた蔵書があればいいかなと思うんですけども。そういう面からすると、子供たちが資料を探そうと思っても見つからないような事態が起こっていることは事実じゃないかなと思います。

また、標準の中にですね、新聞、雑誌、これについても置くような文科省からの指示もあるわけなんですけども。今後ですね、オーディオ、PCの設置についてはですね、今のところ学校司書さんにも届いているところが2校ぐらいある、パソコンがある程度ということなんですけども。まあ行き届いてないんですが。

先日、町長の方からですね、ICT教育についてしっかり取り組んでいくよという御回答もいただいて、今回ですね、予算もつけていただいて、いよいよ始まったかなと思われるんですけども。そういう意味からすればですね、今後、その新学習指導要領に基づいたですね、必要な備品等もですね、逐次ですね、備えていかれるんじゃないかなと。そういう意味からすれば、充実はこういった面に関してはですね、充実を図っていかれるんじゃないかと思われま。

それから、教員図書なんですけれども、これはちょっと私もよくわからないんですが。先生方が集められる資料というのは、プリントしたりですね、インターネットから集めたり、いろいろな情報で整理されたものについては、多分、申し送り等も行われつつ、教員図書に収められているのかなと思うのですが。本来であればこの図書館に、学校図書館にそういった機能をつけられるべきというものがうたわれておりますので、少なくとも、先生たちがですね、調べようかなと思ったものの基本的なですね、図書はやっぱりそろえていく必要があると思いますし。実際ですね、予算配分の中で教員用に充てておられるところも金額も上がっていますので、そういう面からしたらそろえていく必要があるかと思います。

続けてですね、蔵書の選定、この図書館の本を入れる。どういったものを入れるのか。それから、どういったものを廃棄していくのか。これはどのように行われているのかですね。それから蔵書の管理や図書にかかわる情報収集はどのようにして行われているのか。それと町の図書館がありますけど、学校図書館とのかかわりはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

蔵書の選定・更新・廃棄についてですが、各学校によって、多少異なります。芦屋小学校では、選定・更新は書店や図書館、インターネットの情報から選択し、購入しております。廃棄は傷みの激しい本や、10年以上経過し、内容が古くなった本が対象となります。

芦屋東小学校では、蔵書の文学比率が高いため、平成21年度から文学以外の本を多く購入するよう留意しております。また、授業に関連する本も購入するよう留意しております。そして児童のリクエストも可能な限り取り入れて購入しております。廃棄についてですが、内容が古くなった本や背表紙が薄くなった本が対象となっております。

山鹿小学校では、選定・更新はカタログや先生、児童の意見を聞き、児童の成長に資する本を購入しております。廃棄は本の種類にもよりますが、3年から10年経過した本や、内容が極端に変更された本が対象となっております。

芦屋中学校では、選定は新聞等の記事や生徒の希望から選択しております。廃棄は10年以上経過した本が対象となっております。

蔵書管理についてですが、4校とも同様で、児童生徒に図書カードを交付しており、貸出時は貸出カードに必要事項を記入し、貸し出しております。この情報を台帳に記入し、確認しております。これで、在庫管理もできております。なお、中学校ではパソコンでエクセルによるデータベース化を進めております。

図書にかかわる情報収集ですが、書店のカタログや図書館、新聞記事、インターネットからの

情報、生徒児童や教員からの希望によります。

最後に町の図書館とのかかわりについてですが、新入生入学後に図書指導をしていただいたり、年に二、三回、ブックトークをしていただいたりしております。また、年に5回程度、町の図書館が選んだ本、選書を貸し出してもらっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

この蔵書の選定、廃棄、更新についてですけども、誰がですね、何を基準として、どのように処置しているのか。それがちょっとわからないとか、基準がないということで、はっきりちょっとしないんですよ。それぞれの学校で、組織の中で判断されてですね、これはやっておられるかと思うんですけども。先ほど申しました全国の学校図書館協議会では、そういった基準が設けられて策定もされているわけですよ。やっぱりそういう面からすると、明文化された基準のもとにですね、これは組織的に判断してですね、計画的にそういった選書、それから廃棄、更新を図っていく必要があるのではないかなというように思います。それとですね、図書館の資料の整理のためにということで我が学校では、昔ながらの私の子供時代と同じようにカードですね、貸し出しカードに記入して運営されているような状況なんですけども。本来はですね、もうそういった時代じゃないですね。目録を整備して蔵書のデータベース化を図る。それから貸し出し、返却手続、統計作業等を迅速に行われるようにするような仕組みが必要じゃないですかね。まあ、そういうことができれば、学校、町内ですね、学校図書館との連携も図れますし、ネットワーク化によってですね、広域的な運用が図れる。また、どこにどういった本があるかというのは町の中だけでですね、わかるような状況になってくるかと思うんです。そういうことで、近隣の町ではですね、バーコード機能を当然、備えておるわけですけども、我が町には、まだそこまですべていないという状況であります。

それと図書館では、情報をですね、いち早く収集する必要があるんですけど、先ほどの話でもありましたように、パソコンがないんです。パソコンはないんですけど、それにも増してWi-Fiがないので、インターネットがつながっていないんですよ。だから学校の専門職員担当の方は、職員室に行ったらあるとかですね、パソコン教室があるところに行ったらあるというのはあるんですけど。学校の司書さんとか、そういった担当職員さんが、じゃあそこに行って、すぐに調べて何ができるかという、先生が使っておられたりすると使えない。使いづらい面もありますよね。そういう環境にあるということです。当然、そういう意味からすると、インターネットの利用環境は当然必要じゃないかなと思われるわけですね。

それから学校図書館との連携についてはですね、今先ほどの答弁もありましたように、それぞれ行っておられますけれども、学校図書館でできるその能力というのは限られますので、今後そういった町ですね、図書館からの支援をしていただいでですね、今のところ資料も揃っていないところもありますので、必要な資料が町の図書館にあればですね、貸し出し等をやっただいでやっていければなというふうに考えております。

次ですけれども、予算です。国はですね、平成24年度からですね、第4次学校図書館整備5カ年計画と銘打ってですね、学校図書館に必要な予算を組んで配分してくれているわけですけれども。単年度200億円、総額1,000億円を準備して学校図書館に配付しています。それから新聞、さっき新聞も全校じゃなかったと思うんですけど、新聞の配備についてもですね、単年度約15億円ですね。総額75億円、地方財政措置として講じられております。我が町では、先ほど言いましたように、蔵書の配分比率や古い資料となっている中ですね、学校図書館の予算額はどの程度なのか。それから、これについてはですね、学校ともちょっと予算のばらつきがあるようですけれども、その基準はどうなるのかと。それからこの予算で年間ですね、どの程度の本が買えるのか。またこの予算は町の単費かどうかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず予算についてですが、単純な図書購入費のみを御説明いたします。平成28年度予算で、4校総額で165万円となっております。内訳は中学校が55万円、芦屋小学校が35万円、芦屋東小学校が35万円、山鹿小学校が40万円となっております。また、これはあくまでも児童生徒用図書の購入費、予算額となっております。

次に配分が異なる点につきましてですが、単純に生徒児童数に比例しているわけではありませんが、ある程度は生徒児童数に応じた予算配分となっております。また、この、先ほど申しあげました図書購入費で、平成28年度は芦屋中学校が490冊、芦屋小学校が198冊、芦屋東小学校が185冊、山鹿小学校が270冊以上購入しております。なお、この関係予算には、ある程度の地方交付税措置がございますが、地方交付税は一般財源となっております。このため、関係予算は町の単費でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、町の毎年買っている本ですけど、大体100冊から300冊の

間、中学校としては500冊程度の状況なんですけど。先ほどからお話している中で、全国協議会、その学校図書館協議会でですね、やっぱりこの基準があるわけですね。それはですね、基準はどうなっているかと言いますと、大体蔵書数の1割、プラスの児童生徒数が大体購入基準というふうに設けているわけです。だからまあ、うちの場合は8,000冊前後だと思うんで、そうすると800冊プラスの生徒数となると1,200冊ぐらいを、本当は購入して更新していけるようにしなければならないというのは基準なんです。そういうことで町の単費ということで、非常に負担になるわけですが、やはりそこは子供たちのために、我が町の方針でありますので、しっかりとですね、そこは考えなければならないと思います。

それでは、この国からの財政措置の分は、当然この本に充てられていると考えてよろしいですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず国の地方交付税ですが、概算の概算となりますが、平成24年度が約180万円、その後は170万円、130万円、110万円、110万円と例年減少するような形で推移しているというふうに計算しております。御指摘のように、こちらの交付税措置につきましては、全てそのままそれ以上の予算を図書購入費と学校図書館に係る運営費に計上しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

単費ということですね、ことなんですけど、先ほどの基準も踏まえながらですね、子供たちがやっぱり図書館を活用できる。またそろっているというようなですね、体制が必要かなと思います。

それではですね、現在、今の状況の図書館を児童生徒、教員の皆さんはですね、どのように活用しているかを伺っていきますけども。まずですね、図書館の開館期間、時間ですね。中学校を除き、昼休みだけというか、小学校は昼休み時間だけですか、そういうお話でしたけども。放課後の時間に開館されていない理由ですね。それと児童生徒、教員の皆さんの1日のですね、この図書館の利用状況はどうなのか。それと授業でどのように活用されているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

一部もう触れられましたが、改めて御説明します。

中学校は週4日、火曜日から金曜日までの午後1時から4時まで放課後も開館しております。3小学校につきましては原則、平日の昼休みと授業時間は常時開館しております。なお、小学校では3校とも放課後は開館しておりません。なお、小学校が放課後に開館していない理由については、児童の安全確保のため、寄り道をせず、速やかに下校するよう指導しているためです。

そして各学校の利用状況についてですが、4校ともそれぞれ1日平均5人から20人程度の利用がっております。そして教員の利用についてですが、これもかなり差異があり、ほぼ使っていない学校もあれば、毎日のように宿題づくりや教材研究で利用している学校もございます。そして、この状況についてですが、やはり先ほども少し申し上げましたが、特に教員の利用状況の差異は教員図書や資料の保管場所によるものと認識しております。児童生徒の利用状況については、もう少し利用してほしいと思う一方、今までどおり昼休みはグラウンドで元気に体を動かして遊んでもらいたいとも考えております。

そして、授業での利活用についてですが、各学校とも週に1回程度は国語の時間や社会、総合的な学習の時間などで必要に応じて利用しております。また調べ学習や読書指導でも活用していると報告を受けております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

利用状況はですね、いいように、ちょっと町のほうではお考えになっておるみたいですが、私はやっぱり、ちょっと、まだまだ不十分じゃないかなと思うわけですね。この学校図書館というのは、やっぱり教職員、児童生徒が最大限自由にですね、活用できるような環境づくりが必要じゃないかと思うんです。そういう意味からすると、子供たちの安全確保のために、ということで放課後はちょっと難しいかなと思ったりもするんですけども。先ほどの居場所づくりというようなことを勘案すればですね、これにつきましても学校司書の雇用とか、そういう面も、教職員の皆さんの負担軽減という、そういったこともあって非常に難しいかと思うんですけども。先ほどの状況を踏まえてですね、できたら登校して下校するまでの間ですね、小学校で。中学校ではですね、ちょっと放課後まである程度やって、開館していただいていると思うんですけど。そういう取り組みも必要じゃないか。また、長期間休業による夏休み期間とか、冬休み期間でですね、子供たちは学校で調べものをしたいとか、そういったことで町の図書館は開いてるかと思うんですけども。そういったことで開館をできるようなことがあればいいかなと思います。どちらにし

てもですね。そこへの児童生徒、教員の皆さんは一日一度はですね、この学校図書館を利活用して、寄ってくれるようなですね、環境になればいいんじゃないかなというふうに考えます。

次にですね、管理体制ですね、この学校図書館の管理体制についてなんですが。活性化を図る上でですね、学校全体としての、やっぱりマネジメントが必要じゃないかなと思います。この運営や読書活動の展開に関してはですね、校長のリーダーシップのもとにですね、学校全体で積極的に取り組む体制が確立される必要があるかと思えます。

そこで、この管理体制についての現状について、ちょっとお伺いいたします。学校図書館の運営にかかわる主な教職員は、当然ながら校長等の管理職の方、司書教諭、一般教員、学校司書等でありますけれども、この組織的な運営が適切に行われているかどうか。運営はどのように行われているかが1点ですね。

2つ目に、主担当員となるのは、司書教諭、学校司書さんかと思うんですけども、この役割の違いですね。それから、この双方の連携状況。それとですね、学校司書さんを置いておられるように聞いているんですけど、この学校司書さんの勤務状況ですね。勤務時間についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず管理体制、組織的運営についてですが、各学校には図書館教育という部会があり、そこで学校ごとに図書館の運営を行っております。ここでは、学校司書や司書教諭だけでなく、校長など学校管理職も大きくかかわっております。具体的には、図書館蔵書活動の年間計画や目標を設定し、これらに基づき年間運営を行っております。これらのことから、管理体制は整っており、組織的運営もできているものと認識しております。

次に、司書教諭と学校司書の違いですが、簡単に申し上げますと司書教諭は情報教育の観点から、図書・蔵書活動の年間計画や目標設定を行います。学校司書はその年間計画や目標の実行、運営を行います。連携についてですが、司書教諭と学校司書それぞれが自分の役割を認識し、良好な人間関係のもと、しっかりと連携し、学校図書館を運営しております。

学校司書の勤務時間ですが、中学校は1日4時間勤務で週4日勤務、3小学校では1日4時間勤務で週3日勤務となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁をいただきましたけども。私はですね、今回、こういった御要望が保護者の皆さんからですね、御要望のあった件もあって、今まで学校は訪れるんですけども、図書館まで、ちょっと足を踏み入れたことがなくてですね、1月の終わりから2月の初めに4校を訪問させていただきました。その中で学校司書の方からお話を聞いてきましたけども、我が町では各学校ともですね、今、答弁があったように、学校司書さんが配置されておりました。学校図書館の運営はですね、各学校とも司書教諭の人のもと、連携して行われておりましたけれども。学校の司書さんは、勤務時間が制約で、中学校で4時間ですか、4日間。それから小学校で3日、4時間というような制限もございますし。先ほどから申していますように、そういった蔵書の取り扱いについての基準が設けられていないと。それから自分たちに必要な備品、それから管理についてのバーコード機能、そういったものがない中でですね、その4時間をフルにですね、創意工夫をしながら、しっかりと勤務されておりました。ただ、司書教諭さんとのつながりの連携もやられている学校、聞いている中ではですね、感じ取ることもできたんですけど、温度差がちょっとあって、各学校でも連携要領についてももしっかり取れているかどうか疑問なところもありましたし、今、お話があった中で、経営計画についてはしっかりと取り組まれているということでお話をいただきましたが、そこまで深くはですね、私も確認しませんで、どうなのかなとちょっと心配されるところもございました。できればちょっと見たかったんですが。これは今後の課題としてですね、取り組んでいただければというふうに思います。こういった状況の中ですね、今までの状況を確認してきたわけですけども、町としてですね、この学校図書館の充実をどのように捉えているのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

この限られた予算と人員体制の中で、学校司書や司書教諭たちが大変頑張ってくれております。おかげさまで芦屋町の学校図書館におきましては、全国標準程度もしくはそれ以上の充実度であると認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

ICTの導入に関してもですね、各4町の中で遠賀郡4町の中で、今回ですね、予算づけしていただいて、芦屋町がしっかりとその牽引力を担うということで、我が町の教育方針であるそういった信念を貫き通しているところがあると思うんですけど。学校標準または全国の標準にとど

まらずしてですね、我が町は、我が町の子供たちは我が町で育てるという信念のもとにやっておりますので、トップクラスを目指してですね、標準だからいいということじゃないと思うんですね。では、そういうことで、学校図書館は非常に学校教育についても、基礎的な施設ですよ。備えなさいという状況であります。充実を今後図っていく必要があるかと思うんですけども、まあその中で充実とはですね、この必要な蔵書がそろっているということですね、必要なものが。それから人材でこういった司書教諭さん、学校司書さん、そういったものがそろっている、配置が整って、その方たちの有機的な結合の中でですね、組織的な運営で学校全体としてですね、取り組んでいくことが充実している姿というふうに思うわけですね。今、見てみた課題の中でですね、ちょっと、この今後の取り組みについて伺っていきますけども、時間がありませんので、まとめて項目についてお伺いいたします。

1つ、組織体制の整備について。2つ目、学校司書の取り扱い、これ拡大ですね。勤務時間が4時間で大変な中でやっておられると。それから、こういった学校司書さんのスキルアップ。研修をやりなさいということで、国のほうも考えておりますので、そういう中で学校司書さんの能力をやっばり上げていく必要があるんじゃないか。3つ目ですね、運用基準。先ほど言っていますけども。これは決まりが全然ない中で運用しているのは、私は珍しいなと思うわけですね。やはり何かの基準、町の基準、教育委員会で定めた基準、そういったものがはっきりした、明文化された中で運用すべきじゃないかと思うので、これについて、策定についてですね、どうなのかと。それから、予算の増額。財政が厳しい中ですけど、少しふやしていただきたいと思うんですね。それから備品、最後に5項目め、備品ですけど。このバーコードの導入、それからPC、パソコンの配置ですね、配付。インターネットを当然使えるような形でですね、この学校司書さんに渡してですね、情報収集が可能なようにしていただきたいと思うんです。この点をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、御質問された5点について簡潔に御説明します。

まず1点目、運用体制の整備についてですが、芦屋町には町全体の協議会のような組織はございません。各学校には先ほど申し上げたように、学校図書館教育という部会があり、そこで学校ごとに図書館の運営を行っております。町全体の組織の必要性については、これから各学校で協議・検討してもらい、その検討結果により、教育委員会で判断していきたいと考えております。また、各学校図書館と町の図書館における連携要領についても同様です。

学校同士や町の図書館との連携は、学校図書館法にも規定されており、必要性は承知しており、

現在でもある程度は連携しているところです。その一方、協議会設立や連携要領策定により、司書教諭や学校司書、町図書館司書たちの業務負担がふえないように、しっかり検討、判断していきたいと考えます。

次、2点目、学校司書についてですが、司書資格を有する人を雇用することが望ましいのですが、現実的ではございませんので、現在の学校司書に今後も県教委などが開催する研修会等の情報提供を行い、可能な範囲で研修に努めさせます。また、町図書館の司書研修会などにも可能な範囲内で参加させていただき、情報共有や研さんに努めさせたいと考えております。

3点目、運用基準についてですが、図書の選定・更新・廃棄などの運用基準の策定については、各校の司書教諭と図書館司書、校長たちで今後、協議検討してもらいます。学校ごとに策定するのがよいのか、小学校3校合同と中学校で、それぞれ策定するのがよいのか、4校合同で策定するのがよいのか、メリット、デメリットを比較・検討してもらおうと考えております。

4点目、予算についてですが、予算の増額につきましては、限られた学校予算ですので、今までと同様、ある程度は学校側に裁量を持たせ、毎年度、各校の状況に応じた中で優先順位をつけ、図書購入予算の増減を調整してもらいます。もちろん、毎年度ある一定額以上の図書購入費は確保いたします。そして学校司書の勤務時間をふやすにしても、やはり予算が必要となりますので、これからも費用対効果を鑑みながら、優先順位と教育効果を検証し、スクラップできる事業や人員があれば、その際に検討したいと考えております。

最後、5点目、備品についてですが、やはり蔵書管理機能を強化するためには、バーコード機能を有したPOSシステムを導入し、パソコン管理することが有効、必要ではないかと考えております。御指摘のように、郡内では水巻町と岡垣町が導入済みですので、これから芦屋町でも調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、司書の情報収集機能を確保するためには、やはりパソコンとインターネット環境は必須であると考えます。これにつきましては、今後進めていく学校教育ICT機器導入とあわせて、協議・検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今お伺いしましたようにですね、課題が図書館一つをとってもですね、学校の中ではそういうことが重要になってきますので、しっかりと取り組んで、子供たちがすくすくと伸びるですね、学校環境を整えていく必要があるかなと思います。

最後にですね。今までの、課題について検証したわけですが、教育委員会としてですね、

この人的な体制、それから物的な体制についての条件整備、支援を行っていく責務が当然あるかと思うんですけど、これについて、教育長のほうにこの責務について、どう考えるかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

確かに松岡議員が言われたように、子供のみならず、大人も読書に親しむ習慣がどんどん失われていることに対する危機感を、私自身も強く持っております。そのような状況の中で、教育委員会として、学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進することが重要であることは十分に承知しております。学校図書館は児童生徒の興味関心等に応じて自発的、主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場でもあります。このため、学校図書館は、児童生徒が落ちついて読書を行うことができる安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めたいと考えております。また、これからの学校図書館には主体的、対話的で深い学び、アクティブラーニングの視点からの学びを効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見、解決に向けて必要な資料、情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備、改善していくよう努めたいと考えております。

しかし、何分、予算の関係もございますので、優先順位を決めながら必要な条件整備、支援を行い、学校図書館の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことですね、御要望は保護者の皆さん、子供たちからの要望でありますようにですね、古い本が図書館からなくなって、自分たちが探す資料はですね、すぐに見つかる。そういった図書館になるんじゃないかなと期待をします。

我が町の子供たちはですね、しっかりとそういった中で育ててあげたいというふうに考えますので、どうか皆様ですね、力添えをお願いしたいと思います。

以上をもって私の一般質問をこれで終わります。以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、13時15分から再開いたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、1番、内海議員の一般質問を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。通告書に従い一般質問をさせていただきます。

町内には老人福祉施設として、寿楽会館、鶴松荘、山鹿荘、3つの老人憩の家が運営されております。この3つの施設は昭和47年から昭和52年にかけて建築され、既に40年以上経過し、老朽化が著しく進んでおります。不良箇所は発見次第、その都度、補修が繰り返されている状況でございます。昭和50年に開院しました芦屋中央病院も移転建てかえを終わり、今年3月2日から診療を開始しております。また、昭和63年に建築されました総合体育館、これにつきましても30年度予算で大幅な改修工事が計上されております。その中で、この老人憩の家については、いまだ何も見えないような状況でございます。私は所管委員会で、この老人憩の家について、今後どうするのかという疑問をたびたび行ってまいりました。けれども、いまだに、この老人憩の家についての方向性が見えない、示されない状況でございますので。以上のことから、質問をいたします。

まず、要旨1点目、老人憩の家の方向性がいまだ示されない課題は何かお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

老人憩の家は、当時の厚生省が昭和40年4月に社会局長通知として発出した老人憩の家の設置運営に基づき、全国的に設置が促進されたものでございます。設置目的は、老人に対して教養の向上、レクリエーション等のための場を与えることで心身の健康の増進を図ることとされております。また、同通知には利用者を原則60歳以上、必要な経費を徴収して差し支えないが利用料は原則無料とすることなどが示されておりました。芦屋町においては、この通知を根拠として昭和47年に山鹿荘、昭和48年に鶴松荘、昭和52年に寿楽会館の3施設を建設しております。

利用者の状況は、3施設建設当時は年間延べ10万人以上ございましたが、以後、利用者は年々

減少し、平成28年度は延べ4万494人、1日当たり133人が利用されておられます。このうち、8割の方が浴場を利用され、それ以外はほぼカラオケなどの同好会の方の利用でございます。また利用者は、ほぼ固定化され、なかなか新規の利用者が定着しない傾向でございます。

3施設につきましては、議員御指摘のとおり老朽化が進んでおり、平成29年3月に策定した芦屋町公共施設等総合管理計画においては、老人憩の家は基本方針において、老朽化の進む老人憩の家は、将来の人口減少や少子高齢化に伴う利用需要の変化を見据え、施設の集約化や複合化なども含め、施設の適正なあり方を検討しますとしています。また、高齢者の増加などを踏まえ、今後ますます健康づくりや介護予防、見守りなどが重要となることから、平成29年度までを計画期間とした第6次芦屋町高齢者福祉計画においても、老人憩の家は、老朽化が進んでいるため建てかえを含めて検討を行ってまいりますとしております。

このようなことから、老人憩の家に関する意向を把握するため、平成29年2月、老人憩の家を利用されている方、老人憩の家を利用されていない60歳から80歳代の方、今後利用対象者となる50代の方を抽出してアンケート調査を実施してまいりました。アンケート内容は、老人憩の家の利用目的、今後の必要性、建てかえる場合に必要な機能、浴場を整備する場合の負担、必要な施設などに関するものです。

このアンケートなどを踏まえ、老人憩の家の建てかえ等に向けて内部協議を進めてきましたが、1つ目の課題としましては、施設の必要性に関するものでございます。アンケート調査では、全ての対象者で今後も老人憩の家を必要とする意向が多い結果でございましたが、利用者は年々減少し、平成28年度利用者の延べ人数は約4万人、1日当たり133人でございました。また、新規利用申し込みはございますが、定着化に結びつかず、結果として、アンケートの意向と利用実態が合わないということがございます。

2点目は、老人憩の家を建てかえる場合、必要な機能として浴場の整備意向がアンケート結果から高いことがわかりましたが、現状は利用者1人当たりコストが382円かかっていることに對し、利用者の負担の意向は、無料が36%、100円までが31%、200円までが14%であり、利用者の希望とコストの問題をどう考えていくかという点でございます。

3点目は、29年3月に策定された芦屋町公共施設等総合管理計画との整合性でございます。本計画は、芦屋町の将来人口、財政における課題、将来負担等多面的な検討がなされ、結果、数値目標として、今後30年間で建築系公共施設の延床面積を25%削減と掲げられていますが、老人憩の家の利用者のアンケート結果では、現状のとおり3カ所の整備を望む声が最も多い結果となっております。

4点目は、昨年5月26日に成立した地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づく、地域共生社会を実現するための環境整備を進めるものでございます。

これは、公的サービスでは届きにくい高齢者の生活上の困りごとを住民同士の支え合いで解決を目指すものでございますが、本町の住民グループが3月8日に発足する予定ですが、活動拠点が求められています。さらには、老人クラブを初めとした地縁団体等への支援も同様でございます。

このように新しい課題を含め、再度、老人憩の家について検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、課題ということで4点ほど示されました。1点目が、利用者の減少。2点目が、確か費用対効果、コストの問題かと。3点目が、去年3月に計画されたこれに基づく25%の削減の問題。そして、3月8日に立ち上げようとされている地域支え合いといいますか、グループの活動拠点ということだと思っております。

まず最初に、現状の老人憩の家のことについて、ちょっとお尋ねいたします。利用者数の問題です。まず1点目の利用者の減少ということでございますが、平成23年には5万5,500人利用者がおられました。翌年の24年度には5,000人減って5万400人。さらに25年度には6,900、約7,000人減って4万3,000人。26年度は若干1,000人ほどふえましたけども、さらに27年度は1,800人の減少、28年度はさらに約2,000人の減少ということで、高齢化が進む中で、減少度合いがものすごく激しい。そして、このように23年度の5万5,500人から28年度の4万人を引きますと約1万5,000人が減少しております。約27%ですけども、この要因はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

昨年のアンケートから見えるところでは、利用者の方というのは70代が一番多くございます。次に80代の方、それから60代の方です。それからそういう現状があって、一つは70代の方、80代の方というのは、介護にかかりやすい年齢でございます。その方々が、仮に入所したりとかですね、施設を利用しなくなった、家で介護が必要になった、そういったことから利用者が極端に落ちていったというのが過去の経緯。これは指定管理者からの報告でございます。また、この方々が利用者の人数というのは延べ人数で計算しておられます。したがって、この方々が1週間で5日利用されておられると、1人の方で1週間でマイナス5ということで、そういうことがかみ合わさって、利用者が非常に減少したということがございます。それから26年度、一旦ふえておるんですけども、これは25年度にちょっと施設の改修でですね、1カ月間ほど閉鎖

した関係がございますので、それが回復したということで、一旦、人数が回復したという状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

社会情勢でということですが、先ほどアンケートの話をされました。それで、私のこのアンケート、インターネットから引き出してみましたら、利用しない、なぜ利用しないかという項目が全然ないんですよ。必要かどうかという問い合わせ、要するに利用されている方についてはいいんですが、60歳から80歳の方で、連日利用されていない方について、老人憩の家はどう思われますか、必要ですかという問いには約80%が必要、それから16%の方が必要でないと。ただ必要ではない理由は何ですかといたら、いろいろなことが書いてあります。だけでも80%の方、利用されていない80%の方は必要だと思われながら、なおかつ何で使用しないのかという項目がないんですよ。私はやっぱりそれがあったがよかったのかな。要するに、町民の声が聞かれていない。確かに、指定管理のほうからはそのようなお話があるかもわかりませんが、実際いろいろな方の御意見があると思うんですよ。だから今回、課題を解決する上ではですね、できたら、そういうふうな町民の意見を聞く機会を設けていただきたいなと思っております。

それから、施設の面でですけども、この公共管理計画、この総合管理計画の中にですね、安全で快適な施設の整備を進め、利用者の安全確保を図る観点から、躯体や設備の点検を適切に行う、計画的に改修や補修を実施しますよと項目があるわけですよ。これは29年の3月に策定しております。それでちょっと簡単な質問なんですけど、あれは木造建築ですよ。それで一番、私が懸念するのが鶴松荘。松林にございますので、シロアリの駆除とかされたことがあるのかな。私、施策の成果でずっと見てみましたが、全くその項目がないんですよ。もう5年以上ですね。だから、そのことについてお尋ねしたい。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

御指摘の老人憩の家につきましては、予防的なシロアリ駆除委託というのは毎年実施しておりません。近年では寿楽会館ですね、寿楽会館の庭にある切り株にシロアリが発生していますので、その防除委託ということで、25年度に10万円ほど執行しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

老朽化が進んでくれば、やはり事前の点検なり、そういうふうな、何ですか、目視入れが必要だと思うんですよ。何か不具合が起きて、それから改修しているような状況ではないかなど。この計画には、要するに事前に調査を行いということだけでも。今度の29年度の予算もなかったし、30年度予算も憩の家に対してのそういうような何ですか、点検の予算が上がっていないような状況なんですよ。だから、これが何のために策定されたかなど、ちょっと私は疑問を持っているわけですよ。古くなってすぐ建てかえとかという話がなければですね、やはり今の現状のものをぴしゃっとして管理していかないと、どこで、やはり利用者の方々に御迷惑をかけるかわかりませんので、その点は十分気をつけていただきたいと思います。

それから、2件目のコストの問題ですけども、このアンケートの中でもですね、コストを見ますと、ほとんど無料がいいですよと言うけれども、30%以上の方は、応分の負担はやむを得ないという状況を示されております。郡内の状況を見ますと、遠賀町のふれあいの里ですか。それから岡垣の若潮とか、そういうような老人施設については、全て入浴料100円取っておりますよね。だから芦屋町でも、そういうふうに方向性は昔と違っていただきますので、費用対効果の観点から応分の負担は必要ではないかなど私は思っている状況です。

3点目の支えあいの関係、それからこの公共施設の床面積の削減、これについては要旨の2点目にかかわってきますので、要旨の2点目のほうに移らせていただきます。

要旨2点目です。建てかえを含め、今後の方向性はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

昭和40年に当時の厚生省が発出した書面では、老人憩の家の設置目的は、老人に対して教養の向上やレクリエーションの場を与えること等にございました。芦屋町が老人憩の家を整備した昭和50年当時は、高齢化率が約9%、現在は30%を超えております。また、国の指定統計である住宅・土地統計調査では、家庭の浴槽保有率は、昭和48年で約73%、平成20年では約96%といった状況でございます。このように、高齢化率が10%に満たない昭和50年当時は、高齢者のレクリエーション施設、あるいは、家庭内浴槽が十分でない時代は浴場の整備が重要視されていた面もございます。

老人憩の家については、建設当時の背景と現状では大きく変わっております。今、高齢者が抱える課題は、いつまでも健康で生活できるように介護予防の推進や日常生活の支援、高齢者が孤

立しないためなどの地域福祉の推進が必要でございます。これらが行政課題でもございます。

老人憩の家の方向性につきましては、以上のことを考慮して検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今の答弁の中でもですね、検討するというお答えです。私が一番お聞きしたいのは、老朽化が進んでいる、この老人憩の家をどうするのか。もう老朽化にあわせて廃止してしまうものなのか、それともいつかの時点で建てかえをするのか、その部分だけをお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今現在のところ廃止という考えは持っておりません。先ほど申しましたように高齢化率が30%でございます。高齢者対策として、いろいろなことを実施していかなければならないと思っております。その中の特定施設ということになってもらうような考え方で、老人憩の家ができればなというふうには、事務のほうでは考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、明確に建てかえるというようなお話がございました。それでは、建てかえについてのお話をさせていただきます。

まず建てかえる場合には、いろいろな方法があると思います。現状の3つの施設、その現状の場所で建てかえていく方法ですね。それから、若干コスト的なものを考えて、各校区ごとに建てかえていくもの。それから福祉バス等の利用も可能ですので、総合的に1カ所に建てかえるという方法もあると思います。現状の場所については、鶴松荘を除いて、ほとんどが手狭ですので、多分、駐車場の問題等があるから、まず不可能だと思うわけですね。そして新たな用地を探すのは大変なことだと思います。私はどちらかといえば山鹿、芦屋に1カ所か、一番いいのは中央病院の跡地はどうかと思います。それでちょっと話は違いますが、中央病院の跡地、中央病院はもう移転していますけども、中央病院の跡地は今後どのような利用計画を考えられているのかをお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まだ今、具体的にどうだこうだということはありません。ただ、中央病院の跡地につきましては、まちづくりの視点から非常に重要な案件だというふうに考えておりますので、いろいろな角度から検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

まだ検討段階ということで、いつまでたったら、その福祉にしても老人憩の家とも方向性が出るのかなあと私はちょっと疑問視しているわけです。既に利用される方がやっぱりいつ不具合が生じてもおかしくないような状況ですのですね、早目にやっぱり結論を出していただきたい。これも明確にお答えされない。それで私がその中央病院、やっぱり有効活用は当然必要じゃないかと思っております。一番場所的にいいのがやはり統一してお風呂というのも当然必要でしょうし、地域のお年寄りの方々のコミュニケーションの場という捉え方の中でも、複合施設といいますか、そういうものを併設したような形で考える必要があるのではないかなと思っております。

それに附帯してですね、一つ提案したいんですが、温泉の掘削です。これは従来からですね、ずっと温泉の話は出ていました。議会では出ませんでしたけども。私も国民宿舎の担当の時に、国民宿舎の支配人のほうから、「内海さん、何とか温泉が出らんだろうか。これが出れば、宿舎も一躍有名になるのにな。」というお話もございました。それで今回、老人憩の家を将来的には建てかえるという話でございますので、そういうふうな意味合いの中でですね、温泉の掘削も検討されてはどうかと。費用としてはですね、大体調査費に約500万前後かかります。それからメートル、1メートルに10万円、大体1,000メートルぐらい必要ですので、約1億円。業者にしてはですね、温泉は水脈が出るまで、延べ入れて6,000万くらいでできるという話もございます。こういうふうなものは、芦屋町観光名所といいますか、歴史や文化はいろいろなところで名を売っていますけども。要するに、年間を通じての集客というのがなかなか図られていないような状況ですよね。海がありますけども。なかなか夏場だけとか。なかなかメインというものが無い。それで、そういうような温泉的なものもですね、一つの集客を図る上または老人の方々が健康増進または引きこもりを防ぐ意味でもですね、そういうふうなものを活用してあげていれば、多くの方が利用されるのではないかと思っておりますが、その温泉の掘削についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

その件に関しましては、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

この芦屋町の温泉の掘削の問題につきましては、もう何十年、20年、30年前からですね、忘れたころにぼろっと出てくるわけでございまして。一番当初、山田さんからもらった夏井ヶ浜の土地、今、公園になっていますが、あそこに、あの辺りに掘ったらどうかということで、実際、議員、みずから言われましたように、そのとき試算も確かしたと思いますが、できていると思いますが。確か億の単位でかかったんじゃないですかね。その当時は。出るまで。それからしばらくして、いろいろな業者が来られて、いや出るまで。金額は忘れましたが、この金額でいいですよとかですね。そういう話はいろいろ、いろいろあったんですが、そのままになっておるわけでございまして。この今の内海議員のお話は老人憩の家に関してということで、まあ、この問題とですね、今言われた町立病院の跡地の問題というのは、果たしてリンクしていいのかどうかというの、ちょっといろいろあるわけでございまして。

まず老人憩の家、あのお風呂につきましてはですね、ほとんどの方が小学校校区に1つずつほしいというようことは圧倒的な数字でございまして。強いて言えば、芦屋に1カ所、山鹿に1カ所でいいのではないかという話、いろいろな話があります。それでこのことは、非常に芦屋町にとりまして、福祉行政の中でですね、大事な問題でございますので、御意見、いろいろな方の御意見をお聞きして、議会の皆さん方の御意見を聞き、老朽化していますので、急がなければならぬんですけど。今からの高齢化率だとか、さっきから福祉課長が言っていますように、当初のいわゆる目的からですね、ちょっと今、時代背景がございますので、そういうような問題もありますので、慎重にですね。いや、もうこれで病院終わりましたので、次は今言われるように、次の課題といたしましては、病院跡地の問題と老人憩の家、これが芦屋町の行政の大きな今からの取り組みになろうかと思っております。それと老人憩の家はそういうことで。それから病院跡地の問題につきましてはですね、これ、今、芦屋町が所有している、いわゆる土地に関しては、あそこが一番広いわけで、いい場所にあるということですね、このことに関しましても、そういうような複合施設にするのか、また新たにある意味、学校を誘致したらどうかと。学校といっても、専門学校ですね。そういうのを誘致したらどうかとかですね。さまざまな意見がよく聞かれるんです。病院跡地どうする、こうしたらいい、ああしたらいいとかですね。さまざまな立場でさまざまな方の御意見がございますので、これもですね、将来を見越して、それから将来の20年、30年後に、いわゆるランニングコストの負担を負わせないような形とかですね。いろいろな面で考えていかなければならない。慎重に考えていかなければならないと思っております。

いずれにしても取り組まなければならない。取り組まないではない、取り組まなければならない問題。大事な問題であろうかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、町長の御答弁の中では病院も終わった総合体育館も終わったということで、今後は老人憩の家、それから中央病院の跡地というお話でございました。それで私もずっと五、六年前ぐらいから、この老人憩の家のことについてはお尋ねしていますが、なかなか出ない。公共施設等総合管理計画ができた段階で決めますよという話も受けましたが、まだこれも決まっていない。

最後に町長のほうに、大体いつごろまでに決める予定なのか。目安で構いませんけども、何かその明確にしないと、ずるずる、ずるずるって最後にこうなりましたという話では、これはさまにならないと思っています。だから、大体あと1年かけてくださいよとか。なぜかと言いますと、昨年12月の定例会で老人憩の家の指定管理の議案が議決され、さらに30年から、33年の3月ですか、まで指定管理が契約されていますよね。そのようなことからいけば、3年先かなという私も思いがあるわけですよ。それではどうするのかなという、一番懸念しておりますので、できましたら町長の口から2年先、1年先でも構いませんので、その辺の御回答を明確にお願いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

大変難しい質問でございまして、非常に難しい質問でございます。今、この議会は30年度に向かっていますね、予算立てをして、そして施政方針を述べさせていただいたわけでございます。これをじゃあいつまでか、いつなのかと。まず計画をスタートしなければなりません。いろいろな結局決め事がございますので、財政の問題ですね。それから各総務、各壇上、いろいろな方の御意見を聞いて計画しなければならないと思いますので、それができ上がるまでには、それを例えば、スタートしたとしても、まず2年はかかるでしょうね。それから、じゃあ決まりました。行政というのは、なかなかさっといきませんので、コンサル、それから基本設計、実施設計、いろいろやりましてもですね、多分5年はかかるのではないかと考えております。これがそういうところではないかなと思って急ピッチでやればあれですけど、今抱えている案件が行政の中でたくさんございます。地方創生の中でもありますね。人が手いっぱいでございますのでですね、そういう大事な案件を片手間でするといようなわけにはいきませんので。ある程度の助走というのが必

要であろうかと思えます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

ちょっと落胆した、聞いて。5年というのがちょっと長いかなと。先ほど町長が言われましたように、考え方によりますけども、土地の確保の問題、それから財源、当然、過疎債も32年継続するかどうかわかりませんが、財源の問題、いろいろなものがあるわけですよ。やはり早く方向性を決めて、早く着手しないと、今言ったように、この5年で完成するかどうかもちよっと危ぶまれるような状況じゃないかと思っておりますので、早急に所管課を交えて取り組んでいただきたい。当然、議会のほうにも御相談があれば、我々もテーブルに乗っていきたく思っております。

それでは、2点目の件名、ギャンブル等依存症対策についてお尋ねいたします。

依存症というのは、薬物やアルコール、それからギャンブルなど多くの面を抱えております。依存症は自分が思えば、もうやらなければ治るだろうと。もうこの場所を離れば治るだろうという安易なお気持ちがあるんですけれども、この依存症というのは病気でございます。なかなか病気という自覚がされていないために深く陥っている状況でございます。この依存症は早期発見、早期治療が不可欠なものでございます。今、ギャンブル依存症という捉え方、このギャンブルというのは、今いろいろ世間でされていますパチンコ、競馬、競輪、そして本町が行っていますモーターボート競走などがございます。当然、芦屋町モーターボート競走の施行者でございますので、この点については重く受け止めなければならないと思っております。そこで、国は平成28年の12月にカジノ法案いわゆるIR推進法が成立し、附帯決議としてギャンブル等依存症対策への取り組み強化が言われております。この芦屋町において、ギャンブル依存症に対する実態とございますか、問い合わせ等または御相談等も含めて実態をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

平成28年12月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律につきましては、議員御指摘のとおり、国会の附帯決議においてギャンブル等依存症対策の抜本的な強化が盛り込まれています。このため、国は同月に関係閣僚会議を立ち上げ、ギャンブル等依存症対策の強化についての検討を始めたところです。

ボートレース業界においては、この法律の成立を受けまして、他団体に先駆けて、ボートレー

ス関係5団体、日本財団や全日本モーターボート競走施行者協議会、モーターボート競走会、モーターボート選手会、ボートレース振興会によるギャンブル依存症対策会議を開催し、即時の対応策として、各競走場に依存症に係る相談窓口を設置し、担当者を配置することを決定いたしております。この決定を受けて、芦屋競艇場では、事業課が窓口となりまして、ギャンブル等依存症に関する相談を受けつける体制を整えました。これまでの相談実績では、電話による相談が1件。内容といたしましては、ギャンブル依存症に関して専門機関を紹介してほしいとのことで、最寄りの精神保健福祉センターを紹介した事例がございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

それでは本町の福祉のほうで、こういうような御相談がありましたらお願いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

精神衛生を福祉課が担当しておりますが、御相談というのは実態、住民からの御相談というのではないというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

相談件数が、競艇場のほうで1件ということで、なかなか目に見えない部分があるものですから、相談もしにくいのかなと思っております。このギャンブル依存症というのは、大体、世界では人口に対して1.2%、この国内では4.8%の方が依存症にかかっていると言われております。特にその中で大きなウエイトを占めるのがパチンコでございます。それで、警察庁はこの依存症対策の強化を受けまして、風俗適正化法施行規則及び遊技機規則を改正し、ことしの2月からパチンコの出球、現行の3分の2、最高出玉2,400発から1,500発と。それからラウンド回数、大当たりのラウンド回数、最高16回から10回ラウンドに引き下げるということで、パチンコの魅力も減ってきている状況でございます。そうなれば、こういうようなパチンコを今まで楽しんでいただ方が競艇場のほうに流れるのではないかなと、私は予測しております。

芦屋町のモーターボート事業は平成22年4月に単独施行を行いまして、29年度までに一般会計への操出金は総額30億2,000万と大きなウエイトを占めております。この財源により、

福祉や学校教育、子育て、環境、観光などの町民にかかわる行政全般を財源として支援しております。芦屋町にとっては今後一番大きな、重要な事業だと思っておりますけれども、その反面、やはりこのギャンブル依存症に対する責務というのは当然負わなくてはいけないと思っております。

そこで2点目の質問ですけれども、ギャンブル依存症への、先ほど相談件数があつたと言いますけど、依存症への取り組みについて今後どういうふうなお考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

国は平成29年3月、ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理をまとめ、ギャンブル等依存症対策の強化についての検討を開始しています。

ボートレース業界では、6月、ボートレースに限らず、全てのギャンブル等依存症に専門的に対する組織として、一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センターを設立しました。また、相談窓口の運用ガイドラインや相談マニュアルを整備し、各競走場や場外発売所での相談において、ボートレース業界として統一かつ効果的な対応ができる体制を整備しています。10月には支援センター内にコールセンターを設置し、全てのギャンブル等依存症に対する無料の電話相談に応じています。芦屋競艇場では、6月の支援センター設立にあわせ、7月に場内に相談窓口を設置し、その旨を明示したポスターを東西の入場口及び外向発売所の入口に掲示しています。また、オフィシャルホームページ、出走表及び場内映像を活用し、注意喚起を行っています。また、相談受付窓口となる本場インフォメーションには、相談受付窓口であることを示す表示を新たに設置したところです。今後も、他の公営競技などの動向を踏まえ、引き続きボートレース業界関係者と連携を密にしながら、適切に対応してまいります。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、いろいろな施策をされているということですが、私も芦屋競艇場、先日さわらサミットがございましたので伺いましたけど、ギャンブル依存症についての啓発というのは、ちょっと目につかなかつたんですよ。ほかの場に行きますと、インフォメーションのところに大きく、ちょうど下のほうにですね、ギャンブル依存症の問い合わせ相談窓口のことが明示されていまして、ここに来れば相談できるんだなという、ちょっと思いがしたものですから。芦屋町にはそれが見受けられなかった。私が見落としたのかもわかりません。

インフォメーションのほうに御相談に行ったときに、専門性を持ってあるのか。当然、窓口で対応される方が。その辺についてはどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

インフォメーション及び事業課職員も含めまして、専門家と呼ばれる人材は正直いません。まずインフォメーションのほうに御来場いただいて、相談があるということを申し出られた場合は、そこから事業課のほうに連絡が入りまして、事業課職員が別室に御案内した上で、御相談内容をお受けすると。それを受けまして、マニュアル等に従って専門機関を御紹介したり、業界の支援センター等にも相談しながら対応していくという体制で整備しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今のお話は本場でのお話ですので、多分、競艇をされに来た方がそれを見て、自分が依存症かどうかという判断をして、御相談をされるかと思えます。ただ一番心配するのは、その御家族の方が自分の知り合いなり、身内がどうなのかなという思いをしたときに、どこに相談すればいいのかなど、なかなか告知されていないのではないのかなど思っているわけですよ。その現場に行けば、そういうものが見えるからいいんでしょうけども。なかなか外部からは見えない。私も芦屋競艇場、インターネット、ホームページを開設していますよね。それでホームページを見ましたけれども、ギャンブル依存症、ちょっと逆行するからというかもわかりませんが、その分について、何も相談もどうのこうのというのが見えなかったんですよ。やはり、外部からも見えるような、やはり対応も必要ではないかと思っていますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

ボートレースのホームページ等には、ギャンブル依存症というストレートな表現ではなくて、舟券の購入等にのめり込みそうになる方へというようなやわらかい表現でバナー等をつけている状況です。場内の掲示等につきましても、できるだけ目につくところということで配置はしているんですけども、現在も含め、引き続き検討しながら、目につくような形での整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

確かに遊びに来てから、依存症だからどうのこうのと、なかなか逆行するところもありますけれども、やはり家族の立場、そういうような御家庭のことも考えた中ですね、今後ギャンブル依存症に対しての競艇事業をやっている施行者として、責任を持った対応をしていただければと思っております。

以上を持ちまして私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、内海議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、6番、貝掛議員の一般質問を許します。貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

6番、貝掛でございます。一般質問を始めます。

芦屋町におきましては、若い世代、子育て世代の定住促進のための施策として、さまざまな施策が講じておられるわけではありますが、その中で高校生に対する通学費補助についてお尋ねいたします。

せっかくですね、このような施策を講じておるのでありますけれども、利用者が見込みよりも少ないようでございます。その原因をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成27年10月からスタートしましたこの通学費補助制度についてですが、平成27年度途中で、補正予算を計上する際に十分な予算を確保するため、さまざまな条件を検討した結果、高校等進学者の75%に支払可能な補助金予算を計上しました。また、平成28年度当初予算についても、まだ十分な実績把握が間に合わなかったため、同様の積算根拠で予算計上しております。なお、平成29年度当初予算は、過去の実績に基づき、かつ、伸び率を見込んだ上で予算計上しております。

その利用者人数と利用率ですが、平成27年度は利用者87人で、利用率は17.4%でした。平成28年度は利用者120人で、利用率は24.4%でした。平成29年度におきましては、まだ年度途中ですが、利用者148人で、利用率は32%でした。この制度は初めての取り組み

でもあり、見込みは最大で高校等進学者の75%でしたが、結果は今御説明したとおりです。

この利用状況の原因についてですが、当初の利用率の低さは、17.4%という利用率につきましては周知不足と認知度の低さによるところが大きかったと考えております。平成29年度現在になりますと、利用率は32%まで上昇しましたが、それでも半数に満たないどころか、3分の1という状況でございます。この原因につきまして、調査確認したところ、駅までの保護者送迎や学校送迎バスの利用、自転車利用などの比率が高いことが原因と考えております。今後、この制度の認知度を上げていくため、ことしの1月、中学3年生の保護者面談の際、制度の案内文書を担任から保護者に直接渡して説明させております。加えて、広報あしやなどに制度の周知記事を複数回掲載し、今後も周知徹底に努めてまいります。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

今、課長のほうから答弁がございました。いわゆる周知不足ということではないかということでもありますけども、最新の調査によれば、駅までの保護者の送迎、あるいは自転車の通学が多いということでございます。本当にこの制度としましては、非常に、交通費の半額ですか。芦屋から折尾駅まで3カ月定期を買いますと、約三万数千円。その半額が、まあ1万5,000円程度補助すると。非常に大きな金額を補助していただいているわけでございますけども。ある保護者の方からの御意見を聞きますと、これがバス通学に限ったことでありまして、遠賀川駅あるいは折尾駅までのバスの交通費の補助というもと、補助金を出しているということでもあります。

折尾駅まで、あるいは遠賀川駅までは保護者で送迎する。その先ですね。例えば、折尾以遠の高等学校とかに通われている方。その先の交通費の補助はできないのかと。そういった要望があるわけでございますし。本当に利用率をですね、せつかくこのような補助をしているので、利用率を。まあ若干では上がっている状況ではありますけども、やっぱり上げていく必要がある。やはり使いやすいような活用の補助にしていかななくてはならないと思っておりますけども、そういった改善点的なところはございますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほど私も説明し、議員も御指摘しましたように、確かに駅まで保護者が送迎して、それからさらにJRなど利用して通学している高校生が一定数いることは、承知しております。

この通学費補助金制度ですが、要綱策定時の検討では、当然そのような高校生が存在すること

は認識しておりましたが、結果としては最寄りの駅までのバス定期代の半額が補助対象の限度となりました。

その一方で、この要綱の第1条、趣旨では「保護者負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成に資することを目的とする」と明記しております。このような状況を踏まえつつも、財源確保などについて関係部署との調整が必要な状況ですので、今後、方針について、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

1回目の答弁に自転車の通学の利用が多いとお聞きしましたけども。高校生の通学に関する際、自転車を購入する際の購入補助とか。そういったことは、検討していく予定でありましょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、御指摘のような自転車購入補助等につきましては、まだ議題にも上がっておらず、検討も終わっておりませんので、そちらにつきましては答弁を差し控えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

では、2点目にいきます。他自治体あるいは私立の中学校などに通っている、今、近年はですね、中学生がふえております。このような中学生までに、この補助の交通費の対象を拡充する考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、小中学生の補助制度、先ほどは高校生でありましたが、芦屋町は小中学校と高校生等分けて、二つの要綱を策定しております。そしてそのうち小中学校通学費補助金要綱では、「芦屋町内の小中学校に通学する者」と定義、限定しております。要綱策定時、平成27年度の検討では、当然、私立中学校等へ通学している生徒が存在することは認識はしておりましたが、結果と

して補助対象は、芦屋町内の小中学校に通学する者となりました。その一方、この要綱の第1条、趣旨では、「保護者負担の軽減を図ることを目的とする」と明記しております。なお、平成29年度現在、町外の中学校に通学している生徒は12人おります。そしてこの人数は、今後、微増する可能性があり得ると考えております。

以上の状況を踏まえ、保護者負担軽減と芦屋町定住促進、子育て支援などの観点から、高校生だけではなく、町外に通学する小中学生を含めて、新年度から実施できるよう、関係部署と調整し、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

今、課長の答弁から、新年度より、いわゆることしの4月から、これが実施できるようにと関係部署と調整していくということでありますけども。これ財源的な措置もあるかと思えます。

最後、町長に確認の意味で。これは本当に実施していく方向でよろしいのでしょうか。町長、お尋ねします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

貝掛議員の質問でございますが。何でもですね、要綱をつくります。そして何人かで協議。これは教育委員会等で協議されたんでしょう。恐らく私立の中学校は想定されてなかったのではないかと思うわけでございまして。ちょっとこれ、要綱の欠陥ではなかったかと、今聞いて思うわけでございますが。やはりこれは、必ずやらなくてはならないことだと思っております。

小中学校の芦屋の住民の方でございますので。やはり町内というより、いろんな事情で私立の中学校に通われる方の通学補助というのは、これは、欠かすことのできないものだと思っておりますので、実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

わかりました。それでは、2番目に移ります。芦屋町巡回バスのあり方について。いわゆる黄色いですね、ワンボックスのバスが芦屋町を巡回しているわけでありますけども。これは民生文教常任委員会におきまして、るる議論をした課題でもあります。

今回、一般質問にですね、やはり住民の皆さんがやはり気にかけている課題であるので、あえて一般質問の場で質問させていただきます。

この巡回バスの今の現状と課題をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

芦屋町巡回バスは、60歳以上の方や障害者とその介護者のみが利用できるバスで、芦屋町役場を出発し、また役場に戻ってくる町内巡回型のバスです。路線は芦屋コースと山鹿コースの2つがあり、両路線とも1日7便で、1便当たり約50分の運行となっております。

年間運行委託費は平成30年度当初予算では約470万円、燃料費や車両整備費用も含めて、芦屋町巡回バスにかかる年間総支出額は、640万円前後を見込んでいます。年間利用者数は近年、ほぼ横ばいの傾向にあります。利用状況については、芦屋コースは鶴松荘、役場、スーパーはまゆう。山鹿コースは中央病院、役場、スーパーはまゆうの利用が多い状況となっております。

課題につきましては、無料の巡回バスが町内の大部分を路線化しているため、北九州市営バスや芦屋タウンバスの路線と重複していることです。このことが、交通事業者と芦屋タウンバスの経営を圧迫する可能性があり、事業の縮小や撤退などにつながるものが危惧されることが、大きな課題となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

課題としましては、るる芦屋タウンバス、北九州市営バスの経営を圧迫する原因になるという答えがありましたけども、実際のところ、市営バスあるいはタウンバスの経営者、あるいは、恐らくタクシー業界の方も、そうであると思えますけども。そういった関係者の声といいますか、どういう反応をしておられるのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今のところ北九州市営バスの撤退やひびきタクシー事務所の撤退という話はまだ上がっていませんが、無料バス運行に関しては、両者からかなり否定的な見解が示されています。また、芦屋町地域公共交通会議においても、福岡県交通政策課や福岡運輸支局、学識経験者などからも、改善の必要性があるとの意見が上がっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

やはり非常に、センシティブといいますか。これに関してはやっぱり民業圧迫になってはならないという反面、やはり、住民の皆さんの足といいますか。それも確保しなくては行けないと。非常に悩ましいところではあります。

しかしながら、何とかですね、この都合ようといえますか。巡回バスの運営に関しては住民の皆さんが満足できるような運行をですね、していただきたいと考えているところでもあります。

そこで、また次に移りますけども。芦屋町は非常に小さな町で、私としては、へんぴなところではありますけども、コンパクトな町で行政コストがかからない、それが長所であると考えているわけでございますけども。他自治体においてですね、こういったバスの運行をされていると思えますけども、その状況の比較といえますか。それはどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

遠賀郡内で福祉施設等への移動を目的に運行しているバスがある自治体は水巻町のみで、遠賀町と岡垣町にはありません。

水巻町では、利用対象者は60歳以上の高齢者、障害者、妊婦となっています。水巻町には芦屋タウンバスのようなコミュニティバスの運行はなく、利用目的にある公共施設、役場、子育て支援センター、高齢者福祉センター、水巻駅、水巻病院は交通事業者の路線から外れています。水巻町には、一部補助金を支給し、交通事業者の路線がありますが、福祉バスと路線が一部重複している状況です。

九州運輸局、福岡運輸支局の担当者から、福岡県内で自治体のコミュニティバスと福祉施設への移動目的で運行しているバスが重複するという自治体はほとんどありません。なぜならば、不効率であり、経費がかかりすぎるためです。さらに芦屋町のように、交通事業者と3つが重複する自治体はないとの話を受けています。県内にある福祉バスは、福祉施設等への移動のためにあるバスであるのに対し、芦屋町巡回バスは高齢者及び障害者と対象は限られているものの、福祉施設に限らず、町内の他の施設へも行けるコミュニティバスと同様のものになっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

いわゆる、他自治体と比べまして、今の巡回バスですね。あの黄色いバスは、水巻町においては、福祉施設に向けてだけのバスと。しかしながら、芦屋町はそれ以外に、芦屋を本当に巡回できるような仕組みで、バスを運行しているということでありますけども。欲を言ったら、本当にきりがありませんけども、やはり、他町に比べれば、芦屋町は若干恵まれているのかなという気はいたします。

そこで、今後のこの巡回バスの対応策はどのようにしていくのか。お尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

JRがない芦屋町にとって、バス交通は、町民の日常生活を支える重要な役割を担っています。地域公共交通を将来にわたって持続可能なものとするため、北九州市営バスは折尾駅方面に向かうバス、芦屋タウンバスは遠賀川駅に向かうバスであり、定時定路線で通勤・通学・買い物・通院を中心にサポートする地域間幹線バスと位置づけます。

巡回バスは北九州市営バスや芦屋タウンバスの幹線に、交通空白地帯対応を含め、高齢者など交通弱者の通院・買い物移動をサポートするバスとするため、北九州市営バス路線や芦屋タウンバス路線にあるバス停の3～4カ所を拠点として接続するなどの路線見直しを検討しています。

芦屋町地域公共交通網形成計画策定業務時に、全世帯を対象にアンケート調査を実施していますが、全体では「現状のままでよい」との意見が最も多かったのですが、一方で「誰もが乗れるように対象者を見直すべき」や「運賃を有料にするべき」との意見も多くあっています。誰もが乗れるコミュニティバス化や有償化する場合は、高齢者等の運賃をどうすべきか等も含めて検討し、それぞれのバスの役割を明確化することで対応していこうと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

今後ですね、やはり、巡回バスにおきましては、誰もが乗れるようなバスにしていくべきではないかと考えております。先ほど、課長答弁がありましたように、その際、有料にする。あるいは、高齢者の方に対してはどのような対処をするのか、しっかり検討されてですね、みんなが乗れる巡回バスにしていいただければと思っております。これで、2番目の質問を終わります。

続いて、3番目。中央病院の跡地活用についてでございますが、先ほど内海議員の答弁の中で、ほぼほぼ答えが、答弁されたのかなというところであります。先ほどの課長の答弁、町長の答弁

を踏まえますと、具体的にどういう、どうするという事は考えておらず、今は検討段階である。まちづくりに対しては大変重要で、慎重に対応していかななくてはならないという答弁でありましたが。

私、平成26年の第2回の定例会におきまして、この中央病院の跡地の活用について、少し質問をしております。と言いますのは、ちょうど中央病院が建てかえ移転ということが決定しまして、そうであるならば、今からこの跡地の活用を検討していかななくては。中央病院ができた後に、また検討してどうのこうのしていると、また数年かかって。芦屋町の土地の活用時間に時間差が生じて、時間の無駄となってもったいないのではないかと。であるならば、今の段階からしっかりと、検討して行って建てかえができると同時に、何をするかというのを決めておかななくてはならないのではないかとという趣旨で説明をいたしました。そのとき、町長の答弁としましては、やはり、今回と同じように、やっぱり、非常にまちづくりとして重要なポジションであるので、難しい。住民等の皆さんの意見を聞きながら、進めていきたいと思いますが、時間がかかるとかという答弁をしております。そこで、その活用については、まだ決まっていないというところではありますが。

では、その26年の私が一般質問をして以降ですね、この病院の跡地の活用について、会議等もたれたと思います。どのような会議をもって何回程度そういう議論をされたのか、お尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

旧芦屋中央病院の敷地面積は約1万8,000平米と大きく、まちづくりの視点から非常に重要な土地であります。このため、跡地活用につきましては、27年度より実施計画事業に計上し、28年度は若手職員によるワークショップで検討材料の洗い出しなどを行い、29年度から30年度にかけて、係長職によるプロジェクトチームで、建物活用の有無、土地の活用方法などの今後の進め方を検討してまいります。あわせて、ふるさと財団による公民アドバイザー支援制度を活用し、外部専門家の助言を受ける予定です。

芦屋中央病院の跡地につきましては、芦屋町にとって重要な案件ですので、段階的な手続を踏みながら、幅広い視点から活用方策を検討してまいります。

ちなみに、28年度、若手職員で検討した内容につきましては、12人の職員が2つのチームに分かれまして、それぞれ研究を重ねております。1つのチームは8回、もう1つのチームは13回ほどの会議を積み重ねています。また、もう1つ係長によるプロジェクトにつきましては、29年度は2回を予定しているという状況です。その後30年度にかけては、まだ何回するかという

のはまだ未定という状況、その会議の状況次第によって、何回するかというのは決まってくるかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

しっかりと若手職員、それからる職員の皆さんとですね、検討はされているという回答はありました。この若手職員ですね、いろんな若い発想でいろんな意見が出されたと思いますけども。若手職員のその活用の案とかそういうのがあれば、今、回答できるのであればお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 真吾君

先ほど申しましたように、検討材料の洗い出しを中心に、利活用の検討を、提案を行ったというところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

洗い出しですね。

私が今考えるのはですね、今、芦屋港湾、レジャー港化に向けて芦屋町が動き出しています。執行部の本音としてはどうなのでしょうかね。やはり、そのこともあるので。やはり、それも見極めながら、この非常に近い位置にあるので、この中央病院の跡地の活用は、それと少し関連した形での開発をしていくんじゃないかなと思います。私の考えですよ。ではないかなと考えております。やはり、非常に重要なまちづくりの場所でありまして、今、波多野町長は芦屋港を活性化して、この先の芦屋町のまちづくりを進めているわけでございます。そういった観点から、この中央病院の跡地に関して、外部専門家もるる意見を聞きながら、そういったことも大事かと思っております。

今、芦屋港活性化推進委員会というのが、専門家も含めて、地域の有識者も含めて開催されているわけでありまして。この活性化委員会の中で、この病院事業の活用化事業も含めたですね、その芦屋港湾の活性化について議論されてはどうかと。病院事業の活用事業もですね、どうなんだということを投げかけて議論されてはどうかと思いますけども。そのあたりどうお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 真吾君

芦屋中央病院跡地の活用につきましては、いろいろな考え方や御意見があると思います。そのため、幅広い視点やいろいろな角度からの視点で活用方策を検討してまいりたいと考えております。また、住民参画手法等につきましても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

私が今、質問したのはですね、芦屋港活性化推進委員会において、中央病院跡地の活用も含めて、これはオブザーブ的な意見でもいいんですよ。どうでしょうかって投げかけて、議論されるのはどうかとお尋ねしたところでございますけども、その考えはありますでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっとあの、貝掛議員が言われました、芦屋港湾の活性化委員会に、この中央病院跡地をリンクさせてということなんですが。これは全然また、今のところですね、これはリンクさせるのも無理なことだと思います。

先ほど、内海議員からもございましたように、住民の方の気持ちとしては、総合型ですね、いわゆる風呂ですか。この老人憩の家も一つで集中的に温泉を掘ってとかいう意見が出て。各小学校校区別に今までどおりがいいという意見の方も。それと、貝掛議員が今、いみじくも言われました、結局レジャー港化というのは、今、国・県も入ってですね。実現に向けて、一步一步進んでおるわけでございますが。じゃあ、それに関連した、結局、施設にするべきやないかと。意見が多様化しております。

そこで、今、これを結局、そういうふうにリンクしてしまうと、その方向でですね、いつてしまつて、町民の方のいわゆる意見というものができなくなるような。白紙の状態の中で住民の、町の将来を考えて、じゃあ、あの病院の跡地が何のためにするのが、将来の子供たちに残してやれるのかということをいろんな意味で、振興策、福祉の面ですね。私がさっき言ったように、あるところでは学校誘致とかですね。いろんな話も出ておりますので。軽々にこの部分を、その活性化委員会とリンクさせるというのは、今の段階ではちょっとやっぱり無理があると思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

いずれにしても、早急に。早急といえば、なりますけども。やはりもう、27年くらいから、これは決定しているわけですから。やはり、どう活用していくべきかっていうのは、早目に答えを出して、活用していかななくてはいけないと思っております。

それともう1点、私が懸念しているのは、仮に、仮にですよ、仮に中央病院が解体されたり、云々するとですね、これは、飛砂の問題が懸念されます。やはりあの、今でさえですね、幸町地区の裏の方とか白浜地区、飛砂がかなり飛んでくる状況でありますので、そういう近隣の住民の御意見も聞きながらですね、この活用については慎重に進めていかななくてはならないかなと考えております。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、貝掛議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に3番、今田議員の一般質問を許します。今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

3番、今田です。今から一般質問を行います。

まず、件名1、財政問題についてですけど、要旨1、昨年11月1日号、広報あしやに掲載の「まちの家計簿」で、28年度の一般会計決算を黒字とする根拠は何かをまず最初に伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

御質問につきましては、28年12月議会において、27年度決算に関しまして同様の御質問もあったかと思いますが。平成28年度決算の状況については、広報あしやでお知らせしたとおり、歳入が74億4,000万円、歳出が71億7,000万円で、差し引き約2億7,000万円の黒字となっています。しかしそれは、歳入の中で町債を約8億9,000万円借り入れた結果ではないかという御指摘だろうと思います。

歳入における町債については、単に借金をしているのではなく、主に投資的事業の財源として借り入れたもので、28年度では各小学校の空調設備改修事業や新病院外周道路整備事業など、過疎債のハード事業を中心に31事業にも及んでおります。しかも過疎債は、その返済の際、7

割が交付税措置となりますので、実質3割の負担で公共事業等が実施できているわけです。

ただ、大変有利な過疎債とはいえ、3割は税金等の一般財源で負担しなければなりません、そのチェックのための指標が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の一つ、実質公債費比率になります。

28年度の比率は前年度の12.5%から1.9ポイント改善し、10.6%となっています。これは27年度に実施した退職手当債の残高約5億4,000万円の一括繰上償還によるもので、29年度から30年度にかけてさらに改善する見込みとなっています。国はこの指標が18%を超えれば、借入れの際、協議制を許可制にしたり、25%を超えれば、起債の一部を制限したり、歯どめをかけるシステムになっています。このように、健全化判断比率の各指標など、財政運営上、特に問題がないことから、結果として黒字になっているものと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

黒字、黒字と言っていますけども、結局ですね、遠賀郡内の各町との比較で見る芦屋町の財政の特徴ですね。これは人口減少率から見た地方交付税依存度ですけど、これ、平均がですね3.1%なんですね。そこで水巻がマイナス3.01、岡垣がマイナス0.63%、遠賀町が0.67%。芦屋町は群を抜いてですね、7.5%なんです。そして、今度は人口が少ないにもかかわらず、水巻が2万9,000ですね。岡垣が3万2,000、遠賀町が1万9,000、芦屋町が1万4,000ですね。住民1人当たりの負担率がものすごいことを表しとるんですね、芦屋町は。まして、主要財政指数、水巻町が財政力が0.5、岡垣町が0.55、遠賀町が0.59、芦屋町は0.38です。これを見ても全国平均町村で見て、遠賀4町に比べ依存財源に頼り、脆弱なポート収益以外の自主財源を増加させる必要性を示しています。したがって住民は安定・安心した生活が送られるように、さらなる将来の町民に負の財産を継承することがないように常にチェックし、改善を図る必要があると考えます。そこで、多額の借金の返済の財源対策として、国や県に依存する形をとっている。つまり、依存財源体質から抜け出せない構図ができ上がっています。このことにより、財政需要に必要な財源が慢性的に不足し、多額の借金を繰り返すという悪循環に陥っていると思います。

そこで、今後、芦屋町において高齢化の進展に伴って医療費、後期高齢者医療保険、介護保険等に係る負担金の増加や、これまで整備してきた箱物の老朽化や統廃合などの対策の必要性が高まっており、今後財政にとって大きなインパクトを持つてることが見込まれ、課題となることは必須であります。そういった中で芦屋町の財政運用は、国や県に依存する体質を改め、町自身が

財政状況を的確に把握し、みずからの責任と判断に基づき、必要な対策を適宜、適切に行っていて、みずからの財政運営に、より一層責任を持つ体制を確立し、地域で進むべき道のみずから決める地方自治の理念を実現するためにも、財政の早期見直し、改善を促進し、責任をもって自立することが求められているのではないのでしょうか。これは町長にちょっとお尋ねします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

言われることがその、ちょっとよくわからないんですけど。健全であるというのは、先ほどですね、財政課長が言いましたように、国の方で手法を決めていますよね、健全化判断比率。これ実質公債費比率の、るる。国は、あれどこか、旭川だったかね、夕張。夕張が破綻した折にですね、結局ある判断基準、いわゆる借金していいですよ、金を借りていいですよ、というようなこういう指導が、これがものすごく入りました。国で決めたことなんですよ。この判断比率。そしてこれが、中身はもう言ったとおりでございます。これが結局、その行政のいわゆる財政状況。これが一番大きいわけでございます。いろいろほかの指標を言われましたけど、それはいわゆる、さっき気になったのが、言われた中でですね、国や県に頼らないでということですね、これは交付税というのがございますよね、国から。これは各全国の自治体で、これは一番国のほうですね、交付税でまちづくりをなささいということで。確かに企業とかですね、大企業を、そういうところは、もう交付税はない。あなたのところは自立できますよ。これ福岡県では、苅田町だけなんですよ。苅田町は日産とかですね、大手企業がたくさんございますので、そこはもう、あなたのところは、国からそういう支援はいりませんよ。あなたのところでできるでしょという、ほかのですね、北九州市も含め、福岡市も含め、全部地方交付税措置されてですね、国からのそういうことで、いろいろなことでやりなさいというふうになっているのが現実でございます。指標はですね、いろいろあるわけでございますが、それもいろいろな形の中のどれとどれを掛けて、どれとどれで割ってというような形になりますので、数字というのはたくさんあります。それがいわゆる一つの大きな目安が、いわゆる先ほど言いました健全化比率、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

では、要旨2の依存財源から脱却し、自主財源の確保について、どのように取り組んでいるのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

まず、自主財源といえば町税ですが、その中でも主なものは町民税と固定資産税になります。町民税には個人と法人がありますが、芦屋町の特徴として、個人町民税は自衛隊芦屋基地があることにより、毎年の大幅な増減はなく安定的な収入となっています。法人町民税は行政面積の狭さから企業の立地が少なく、他団体に比べ大変少ない状況になっています。

固定資産税につきましても、行政面積の制約上、大きな税収につながるような大規模開発が難しい状況にあります。このような状況下で、現在、自主財源確保につながる施策として推進しているのが、定住促進奨励金や中古住宅解体後の新築住宅建築補助金、老朽危険家屋等解体補助金などの定住促進対策です。これらの事業は、短期間で成果がどんどん出るようなものではありませんが、中長期的には確実に、税収増につながるものと考えております。

次に、競艇事業による自主財源の確保です。競艇事業は開設以来、総額で600億円を超える繰り入れを一般会計に行っており、下水道や病院事業を初め、町の発展に大きく寄与してきました。電話投票などの売上向上により、ここ数年、4億円から6億円の繰り入れができており、うち2億円については、将来への備えとして基金に積み立てているところです。今後も競艇事業局の財政計画により、同程度の繰り入れができるものと考えています。

なお、依存財源とはいえ、事業を推進する上で、国や県などの補助金を確保することはもちろん、地方交付税制度で助成される起債のうち過疎債は、その借入額の7割が交付税措置されますので、今後も効果的に活用した中で、計画的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

とりあえず、自主財源が低く乏しいということは、町の基礎体力が弱いということでもあります。したがって、その基礎体力を強くするためには、町税とボート収益以外の自主財源を創出、確保し、体力を強化することです。現状の施策は、将来ビジョン、マニフェスト及び集中改革プランで自主財源確保の推進、強化をうたっていますが、目立った効果が上がっていませんのが現状であります。また、創生事業としてふるさと納税に力を入れていますが、その結果、実績が上がるまでには時間がかかるんじゃないかと思いますが、その辺はどう考えておられますか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

数字は今、ちょっと持ち合わせておりませんが、ふるさと納税自体、昨年度に比べ28年度、29年度を比べると、29年度が伸びています。伸びていますが、どこまでを最大限伸ばしていくか。これはまだ、そのどこまでという目標はまだ定めておりませんが、今はふるさと納税を上げること、そしてその返礼品で町の産業の振興に寄与していくと、この2つのことでふるさと納税の分につきましては、頑張っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

ふるさと納税の返礼品ですが、その種類じゃなくて製品ですか、製品なんかはどんなふうに考えていますかね。よその町では肉とかそういうのをやっているみたいですけど、芦屋町はどんなですかね。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋町の場合、商工会の会員の方、それから観光協会の会員の方に返礼品の募集をかけました。3月1日時点で私の記憶違いでなければ、今49品というものが出ています。これにつきましては、ことしの5月に向けてリニューアルするために、また町内事業者に対して返礼品の募集を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

それは金額によって違うんですかね。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

寄附していただける金額によって、それぞれ何の返礼品をつけるかというのは決めております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

これで件名1を終わりました、件名2の国民宿舎の管理運営についてお尋ねします。

まず要旨の1ですけれども、国民宿舎の管理運営及び経営状況について、何が課題と捉えているのかとありますが、国民宿舎問題は、総合計画、総合振興計画、とりわけ町民の生活に直接に結びつく財政問題と密着に関連していることから、一体的、総合的に検討、構成する必要があります。その中で1番の国民宿舎の問題でどのように捉えているかをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

国民宿舎の管理運営及び経営業況ということですので、現在、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、より質の高い住民サービスを効率的に提供することを目的に、平成18年4月から指定管理者制度に移行しており、平成28年度から、現在の株式会社グリーンハウスがマリンテラスの管理運営を実施しております。

過去に国民宿舎を町が直営で管理していたときと比べますと、ホテル事業に精通した事業者が管理運営することにより、施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性につながり、管理運営の面では、人件費及び管理運営費の削減が施設所有者である町の行政コストの削減につながり、一定の町への収入も確保されております。

以上でよろしいですか。質問のところの要旨1の何が課題かということで、総合——すみません。質問の内容は総合——マスタープランのとおっしゃっていましたが（「議長、何か反問権行使して……」と呼ぶ者あり）すみません、今田議員に。

○議長 小田 武人君

反問権を行使しますか。

○地域づくり課長 入江 真二君

はい。もう一度、質問の最後のほうのところをお願いしたいんですけど。（「最後のところ」と呼ぶ者あり）総合振興計画というくだりがあったと思うんですけども、そのところの確認。

○議員 3番 今田 勝正君

一番最初に言った分ですね。国民宿舎問題は総合振興計画、とりわけ町民の生活に直接結びつく財政問題と密着に関連でということでした。いいですか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

そういうことで、指定管理者制度を導入しておりますので、指定管理者制度のその成果として

は、一定の町への収入が確保されているというところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

国民宿舎はですね、自然環境に優れた休養地に建てられた宿泊施設・休養施設であり、国民誰でもが低廉で快適に利用できることを目的とした1956年に制度化され、芦屋町はその制度の目的ののっとり、昭和39年にオープンしていますが、その中で指定管理者制度は、ホテル事業に精通した民間事業者が有するノウハウを活用することによって、利用者のサービスの向上、経費の削減を図ることを目的として導入したものであります。その中で納入金の実態は、管理委託業者または指定管理者としての国民休暇村は6,000万、約6,000万ですね。マーチャント・バンカーズは6,300万から5,500万、3,600万と下がって行って、ことしはグリーンハウスは2,000万プラス出来高で1.2%と順次減少しています。また、この一般会計からの繰入金の方が多いということは赤字経営であるということではないでしょうか。その辺をちょっとお尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

お尋ねのように、指定管理者制度が始まった平成18年度から、当時は指定管理者納入金、休暇村サービスは約7,800万から6,700万でした。次の5年間のマーチャント・バンカーズは年間6,300万となっておりましたけれども、最終年には2,800万円を減額して3,670万円。平成28年からのグリーンハウスにつきましては2,000万プラス総売上の1.2%の出来高ということにしておりますけれども。

指定管理が始まりまして、町にとっては、その指定管理者納入金が確実に町の収入として入ってきております。国民宿舎特別会計に関しましては、平成18年からこの11年間の決算状況をちょっと説明させていただきますが、11年間の平均の歳入合計は1億3,100万円。これに対して歳出は1億2,300万円で、年間約800万円の黒字となっております。このうち歳入では、指定管理者納入金が平均で6,200万円、一般会計からの繰入金が約5,900万円となっており、指定管理者制度を導入してからは、一般会計の繰入金より指定管理者納入金が300万円ほど上回っております。

また歳出につきましては、平成11年に建てかえた現在のマリンテラスの建てかえの起債償還、これが毎年約1億円支出しておりますので、国民宿舎会計において議員が御指摘とされています

赤字経営ではないかということに関しましては、そういう認識ではございません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

この目的から一般会計からの繰り入れは足らなくなったら町頼みという業務運営、親方日の丸式になっていると思うんですね。特別会計を設置した意味がなくなっているのではないかと思います。また、民間のノウハウを活用するという指定管理者制度の導入目的が達成されていないとともに、事業者としての創意、工夫、効率的な管理手法といった経営努力が失われているのではないのでしょうか。

他方、民間の国民宿舎においては、繰入措置のような会計はなく、施設のリニューアルや改修工事等は、必要な経費の全ては収益の中から負担するというのは当然であります。繰り入れについては、町民の貴重な税金を投入することになるので、特別会計の制度の趣旨から厳格な運用をすべきであると考えております。この辺はどういうふうにご考えられていますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

マリンテラスの指定管理に関しましては、町とグリーンハウスで基本協定書を交わしております。その第2条に、「指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの向上及び施設の有効利用を図り、もって地域の振興を図ること」と定めております。御質問にございました施設改修等に必要な経費の全ては、収益の中から負担するのは当然ということでございますけれども、この協定書の第15条にグリーンハウスは年間400万円以上の修繕予算を計上し、1件100万円を超える修繕については、その都度町と協議して実施するとしております。こういったことから、現在、町の予算により空調等の改修工事を実施しており、これはあくまで施設所有が町のものであるということで、町の予算より大きな改修工事等を実施しております。

また、グリーンハウスの収支において赤字になった分を、一般会計からの繰り入れで補填しているかのような質問でございますけれども、国民宿舎会計の歳出の主なものは、先ほども述べましたけれども、平成11年に建てかえた施設の起債償還の元金と利子合わせた約1億と施設の改修工事費用となっておりますので、その財源は、指定管理者納入金と一般会計からの繰り入れによって賄っておりますので、グリーンハウスの赤字補填を国民宿舎会計で負担しているということではございません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

これは早急に対策を検討してですね、業者との話し合いをして、とりあえず、その今回ですけど、開店が町は4月1日だと言ってますけども、自分たちに来たはがきには4月5日と言っているんですよ、書いてあるんですよ。その辺はどういうふうに考えていますかね。

○7議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

この今回の空調等の大規模改修に関しましては、1月3日の通常営業の終了から3月末、この3カ月間に工場を終わらせて、当初から4月1日で営業再開するという前提で話をしておりました。しかし、協議をする中で、グリーンハウスのほうが仮に営業開始日が遅れた場合には、その予約等々受けているお客さんに迷惑をかけることになるので、そこは4月5日ぐらいに余裕をみていたほうがいいのではないかとというような提案は受けておりましたけれども、我々のほうとしては工程会議、業者、今の改修工事の業者等とも打ち合わせをして、今現在で3月の22日には全てグリーンハウスのほうに今の工事が終わって渡せるという話がついております。ですから、オープンはいくまで4月1日です。ただし、この今言っている4月5日のリニューアルオープンの特別プランのダイレクトメールであったり、いろいろな海香亭の割引のダイレクトメールは既にグリーンハウスのほうが4月1日を前提で用意していたものでございますので、あくまで今年度の工事に関しては4月1日をオープンということで、現在打ち合わせをして進めております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

それはあの、何ですかね、国民宿舎の入り口とか広報とかでもう一回確認とかしなくていいんですかね。その辺お尋ねします。

○7議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

その辺に関しては、グリーンハウスのほう、それとまた今の支配人等とも話をしておりますので、あくまでリニューアルは4月1日ということで話を進めております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

それを信じて、みんなから言われたら4月1日でいいわけですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

次に要旨2のほうに移らせていただきます。

町は指定管理者に対して、監督と指導と責任をどのように果たしているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

指定管理者への監督と指導につきましては、町は指定管理者に対して業務計画書及び業務報告書の提出を義務づけております。

業務報告については、業務内容及び経理の状況等について報告を求め、経営会議において必要な指示をすることができるとしております。この業務報告の内容につきましては、施設の利用状況及び利用動向、営業収入の実績、管理経費等の状況等について各月ごとの状況の説明を受け、状況を随時確認しており、状況によっては双方で協議等を行っております。

また、お客様のニーズの把握についても、お客様の声アンケートというものを実施しておりますけれども、そういった結果を各マリンテラスの部門間で共有を図り、すぐにできることと、予算を伴うもの等に分けて対応することで、お客様満足度も上がっているものというふうに考えております。

また、パート従業員の雇用については、いろいろと御心配をおかけしておりますけれども、10月、11月に町内者を含む若干名を採用しており、現在4月のリニューアルオープンに向け準備しております。それと去年のグリーンハウスの収支というのは、年間約2,800万円の赤字となっております。それでまた去年の4月に支配人が交代いたしまして、従業員の問題等々が質問いただきましたけれども、ことし、平成29年の4月から12月までの収支状況は、トータルでマイナス570万円となっております、28年の同時期の2,250万円と比べますと、赤字額が約4分の1に改善しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

国民宿舎の今後の管理のあり方についてですね、芦屋町総合振興計画の理念のもと、公共施設等総合管理計画により、今後の少子高齢化の進行や財政の見直しを踏まえ、中長期的視点から建てかえ、移設、集約等可能性を含めた施設の適正なあり方について検討するとともに、効率的、効果的な整備維持管理のもととされています。国民宿舎経営に必要なことは集客サービスを安定し、バランスの取れた収支にあることは論をまたないと思います。芦屋町が選定する指定管理事業者は、本来の趣旨である民間のノウハウを活用し、事業者としての創意、工夫、効率的な管理手法といった経営努力を行っていますとは言えません。初めに町の財源ありきの感覚・姿勢であり、経営努力は希薄であると思います。したがって現施設への適切、効果的な専門性を持った業務改善提案ができる、指定管理者制度導入の目的に合致した業者を選定し、経営・事業のあり方を改善する必要があると思います。ホテル、ゴルフ場、観光施設、交通機関等、事業者を変えて再興した例は数多くあります。その辺はどのように思われていますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

町の観光基本構想、総合振興計画ともありますけれども、町の基本構想では、町の観光客誘致の拠点としてマリンテラスを位置づけしており、計画的な施設の整備による快適な宿泊環境を提供し、民間の手法を取り入れたサービスでおもてなしを行い、訪れた観光客に満足していただくことで、リピーターの増加を図っていくとしております。芦屋町には、ほかにも芦屋釜を初めとする歴史・文化や祭り、イベントを活用した集客など地域資源を生かした観光の魅力づくりには、町だけではなく、観光協会や商工会、事業者や住民が一体となって推進することが重要であると考えております。今年度に観光あしや協議会というものを立ち上げて、この中ではそれぞれ住民、事業者、商工業者、観光協会の方等の会員の中で立ち上げておりますので、この協議会の中で観光基本構想に沿った取り組みを推進していくこととしております。

現状のマリンテラスの経営に関しましては、先ほども申しましたが、28年の4月から12月の収支、それと今年度の12月までの収支を改善した等がございます。また、従業員の雇用についても、4月のオープンに向け、一定の確保ができているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

指定管理者の選定についてのお話がありました。指定管理者の選定はですね、基本的には公募によってどの事業者が適当かということを公募で来られた、手を挙げた事業者の中の方たちを、

選定委員会をつくって、その中で選考して指定管理者としてお願いをしております。過去には国民休暇村、マーチャント、今度はグリーンハウスというようになっておまして、国民休暇村のときはよかったですけどね、当初は。だんだん悪くなって、結果として次の選考に選ばれなかったという経過がございます。それからマーチャントはなかなか営業成績が上げられなかったという経過もがございます。今度のグリーンハウスにつきましては、先ほど説明がありましたが、昨年度より今年度は上向いてきているということでございます。公募の中で一番これが適当だということで選考させていただいて運営をしておりますので、上向いてきている今のグリーンハウスさんの状況からして、今後を注視して、見ていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

そうですね。今度はまた責任者が変わったから、また違うんじゃないかと思えます。そっこのほうに期待をしたいと思えますが。

そこで国民宿舎の経営にはですね、人材が絶対必要ですね。人がいなくちゃ経営がなっていけません。その従業員の処遇面においても、町長は平成28年3月議会で経営に臨むに当たり、町が希望すること、立ち位置などをしっかり要望する。地元雇用や待遇面についてもそれなりに労務管理を要望していくと答弁しています。実態は、給与は月10万に満たない低賃金であり、ボーナスはなし。退職金も厚生福祉もなしという状況が続き、有能な職員は退職し、ほかのホテルとかほかの仕事についていっています。こういった従業員に対する管理のあり方について、質の高いサービスの提供ができるのか。町長に伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

当然、指定管理者さんに限らず、町内でそういう方は、まず町内の雇用をお願いしますねと。物品については、町内で調達してください。これはもう当然のことでございます。

今、後段に言われました何ですかね、月10万に満たない、ボーナスがないとか、何かそういう話はですね、事業主と雇用の方の、公募して条件を出して、あなたはパートですよ。あなたは正社員。いろいろあるんですね、やっぱりそこは。給料は正社員として給料10万円とかないですよ、常識的に考えて。多分、その方は時間給でパートとして雇用されておるのではないかと思います。パートの方が賞与というのはないではないかと。まあ寸志ぐらいだろうと。それを一緒にくたにですね、論議はできないと思います。常識だと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

ちょっとこれ、課長に言いたいんですけど。質問がだめであればだめでいいですから、ちょっとしゃべります。町は毎年実績報告書の説明や課題などを協議していますか。利用者の経年実績を町民に公表する意思はありますか。質問します。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

この今の実績報告や課題など協議というのは、町はいつも報告している。指定管理者、我々ですと今はグリーンハウスさんと、実績報告の説明を受け、課題等の協議を実施しております。また、利用者の経年実績を町民の公表ということですがけれども、町の指定管理者を公募するときの仕様の中にそういった情報、マリンテラスの情報等公表しなさいというようなことは仕様の中にもうたっておりますので、そういったことが徹底してあるかどうかというのは、ちょっと確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

もう一つ、国民宿舎協議会、これは年間14万9,000円ですね。国民宿舎九州地方連絡協議会、これ4万円の会費なんですね。これは加入をしています、その内容とか、情報とか、今言えるのであれば、言えなくてもいいですけど、お願いします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

現在、この国民宿舎協議会中央連絡協議会とは毎年負担金をお支払いしております、すみません、ちょっと記憶が定かではありませんけれども、過去には芦屋町もその施設利用率がトップ10に入っていたというような時期もございますけれども。今現在はトップ10というわけではございませんので、ここの内容、こういったものに入って、そういった評価を受けているというのは、一切町のホームページ等でも公表はしていません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

ありがとうございました。では3番目の要旨3にいきます。

平成25年度に制定した観光基本構想の目的は、観光振興によるまちづくりである。また、総合振興計画では、基本施策の一つとして、活力ある産業を育むまちを掲げ、その取り組みに着地型観光の推進による魅力向上を掲げています。総合振興計画や観光基本構想の実現に向けて、国民宿舎との連携、調整はどのように行っていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

これはすみません、先ほどちょっと説明しましたがけれども、町の観光基本構想では、マリントラスを町の観光客誘致の拠点として位置づけて、リピーター等の増加を図っていくとしております。また、国民宿舎の連携、調整というところでございますけれども、あくまで町の拠点としての宿泊施設としては、全宿泊室がある30室ということもございますけれども、町はこの観光基本構想を達成するために、先ほどちょっと申しましたがけれども、今年度に観光あしや協議会というものを立ち上げております。この協議会の中で、この観光基本構想に沿った取り組みを推進していくということで、今年度、事業を立ち上げておりますので、そういった中で連携、調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

現状の国民宿舎は問題、課題が多いですね。総合振興計画の理念のもと、公共施設等管理計画に基づいて集客、サービス、収支を含む経営の改善・改革に取り組む必要があります。特に町自身が厳しい財政状況に直面している中であって、現状の経営のあり方は財政を圧迫することになっています。町の財政に頼らず、みずから稼ぎ、安定した収入を得、町の財政に貢献できる経営体制に転換させることが必要と考えております。現に芦屋町は、観光基本構想を掲げ、観光振興によるまちづくりを目指そうとしていますが、芦屋町で唯一宿泊できる機能を持った国民宿舎があります。具体的な計画が見られないようではいけません。国民宿舎の経営改革はそういった構想の中で一体的、総合的に評価・検討すべきであると思います。

これで要旨の3を終わりました。次に町の総合振興計画について自立するまちづくりについて

どの程度進行しているかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋町は、地方分権を担う基礎自治体として、みずからの判断と責任で各種行政サービスや、施策を立案、実施しておりますので、自立した町でございます。先ほど財政課長、町長が答弁をいたしました。平成28年度の健全化判断比率で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれも早期健全化基準を下回っており、健全な状態にある上、実質公債比率は平成27年度に比べ1.9%減少という状況でございます。また、平成28年度末の基金残高は約41億7,000万円、第5次芦屋町総合振興計画前の平成22年度末基金残高約37億1,000万円と比較しますと、約4億6,000万円増となっており、安定的な財政運営ができていますと判断できます。

現在、芦屋町においては、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする第5次芦屋町総合振興計画に基づき、芦屋町の目指すべき将来像「魅力を活かし みんなでつくる元気なあしや」の実現に向け、取り組んでいるところでございます。

第5次総合振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つから構成され、平成23年から平成32年度までの10年間の基本構想の施策を大綱に基づいて、総合的かつ体系的に施策の方針を示すものでございます。そして、基本構想の平成23年度から平成27年度までの5年間は前期基本計画で、この総括として施策評価を実施した上で、平成28年度から平成32年度までの5年間の後期基本計画を策定しております。また、実施計画は、基本計画で体系化した各施策について、実効性を考慮して事業量や実施時期を決定する計画でございます。計画期間を向こう3年間といたしまして、毎年検討を加え、効率的・効果的な行財政運営を図るため、必要性や有効性などを検証し、ローリング方式により進めております。

なお、平成29年度から平成31年度までの実施計画事業は、216事業を実施しており、検討中の事業も一部ございますが、各事業が着実に進んでいる状況でございます。今後も引き続き、総合振興計画に基づき、住民サービスや必要な事業を進めるとともに、財源の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

もう余り時間がないので簡単にします。

総合振興計画及びまち・ひと・しごと総合戦略と自立するまちづくり並びに自主財源の確保の関係についてです。

まち・ひと・しごと総合戦略は国の方針に基づき制定されたものであり、その目的は仕事人が呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立し、町に活力を取り戻し、最終的には人口減少を食い止めることにありと理解するものであります。総合振興計画が目指す自主財源の確保、自立するまちづくりの施策は、総合戦略の目的、内容等密接に関連していることではないでしょうか。行政の簡素化、町民に対する責任の所在の明確化の観点から一本化し、一体的・総合的に整合性を持って計画を立案し実践するべきと思いますが、最後に町長の見解を求めます。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

質問がちょっとわからないんですけど。先ほど企画課長が述べたとおりでございましてですね、ちょっと反問権使っていいですか。

○議長 小田 武人君

はい、どうぞ。

○町長 波多野茂丸君

最後、ちょっともう一度、最後のくだり。

○議員 3番 今田 勝正君

最後のくだりですか。

○町長 波多野茂丸君

はい。

○議員 3番 今田 勝正君

総合振興計画が目指す自主財源の確保、自立するまちづくりの施策は、総合戦略の目的、内容等密接に関連しているのではないのでしょうか、であります。それで総合戦略の目的、内容等密接に関連している行政の簡素化、町民に対する責任の所在の明確化の観点から一本化し、一体的・総合的に整合性を持って計画を立案し実践に移すべきと考えています。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

もう1回いいですか。一本化とはどういう意味なんですかね。

○議員 3番 今田 勝正君

結局、簡素化。ここの前に簡素化して町民に対する責任の所在の明確化で一本化。

○町長 波多野茂丸君

一本化がわからん、何を一本化するんですか。

○議員 3番 今田 勝正君

仕事、人、まちづくり、自立するまちづくり。

○町長 波多野茂丸君

はい、もういいです。

今、先ほど来、企画課長が言われておりますように、今、地方創生、また日本全国まち・ひと・しごとですよね。それにまさに取り組んでおるところでございます。いろいろな一つ一つ申し上げませんが、たくさんの施策を打ち出してしております。空き地・空き家バンク、それから起業化、それからいろいろな形の中で芦屋に住んでいただくような形の、今、施策を組んでおります。そういう形の中で、それが地方創生まち・ひと・しごと、これが一本化であるかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

じゃあこれで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、今田議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。次回3月7日、あさっては一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでございました。

午後3時28分散会
